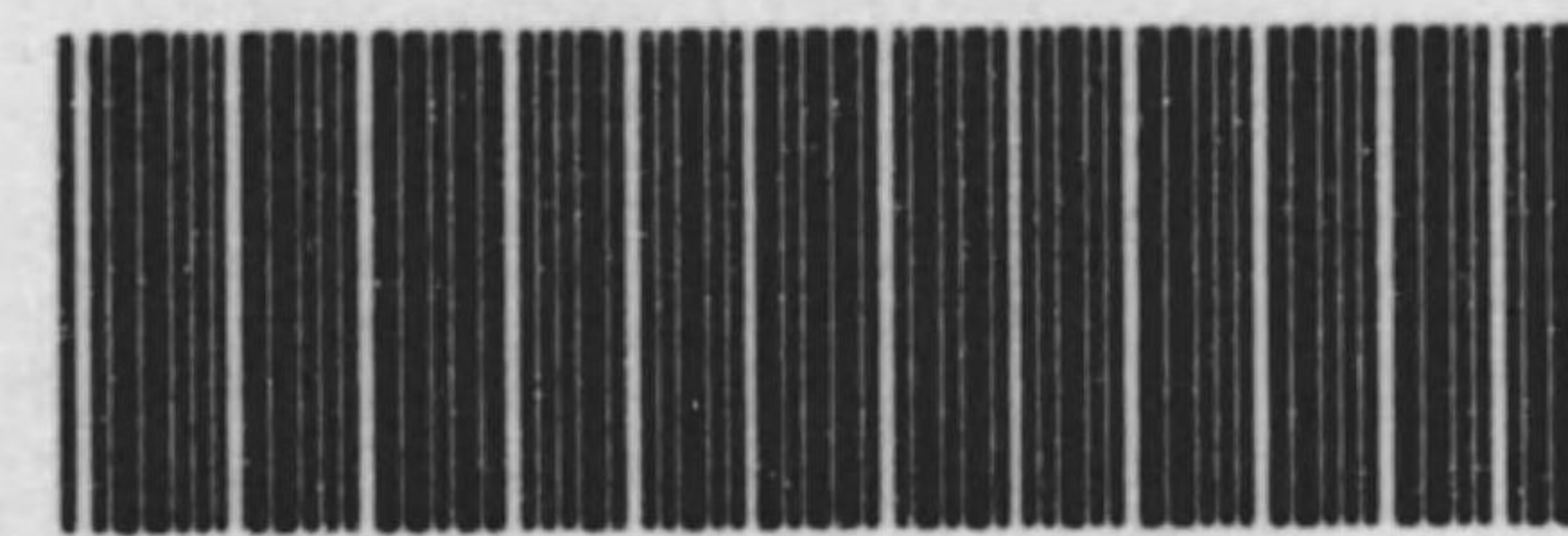


特213

960



\* 0031481000 \*

0031481-000

特213-960

戦時下に於ける国債読本

中央大学新法研究会・編著

富士出版社

昭和16

AEB



特213

960

中央大學新法研究會編著

戰時下  
に於ける

# 國債讀本

附

國民貯蓄組合關係法規  
報國債券當選番號一覽

50  
セン



### 財政緊縮ニツイテノ勅語

朕惟、明治初年以來、國用多事ナルヲ以テ、會計困難ヲ生シ、遂ニ十三年ノ今日ニ至リ、  
 正貨ノ海外ニ流出シ、隨テ紙幣ノ信ヲ失フニ至ル、因テ大隈參議ヨリノ建策ヲ一覽シ、  
 内閣諸省ノ意見同ナラサルヲ聽ク。朕素ヨリ會計ノ容易ナラサルヲ知ルト雖、  
 今日ニ不可ナラズ知ル、去年克蘭德ヨリ此外國債ノ利害ニ於テ盡言スル所アリ。其言猶耳  
 ニ在リ。然ルニ今日會計ノ困難目前ニ迫リタル上ハ、前途ノ目的ヲ定ムル勤儉ノ主意即チ  
 此時ニ在リ。卿等宜ク朕カ意ヲ體シ、勤儉ヲ本トシテ、經濟ノ方法ヲ定メ、内閣諸省ト熟  
 議シテ之ヲ奏セヨ。

明治十三年五月

(岩倉公實記)







## 序

緊迫せる國際情勢の要請に即應し、戰時下財政經濟運営上新しき創意による企畫と實踐的方法が生み出され、新世界經濟の確立と共に大東亞共榮圈經濟の建設を爲す者は誰か、一に繋つて一億國民の双肩に在る。

學國一體經濟戰士として銃後を守る者、奉公の赤誠を盡すの道は一ならざれども、老幼、男女、貴賤、貧富、職業等の如何を問はず、最も捷徑と云ふべきは國債報國を以て第一と爲すべきである。

巷間國債問題が戰時下に於ける國內問題の重要な一對象となつてゐることを熟知し乍ら、未だ國債に關する一般知識に暗きが爲め、往々國債報國の實を擧げ得ない者が尠くない。又青少年學徒一般について特に然りと感ぜしむる節があるのは眞に遺憾である。

是れ本書が國債に關する理論、手續、現状及動向等に付て平易なる概説を試み、以て國債知識の普及と國債政策に寄與せんとした次第である。

匆忙の中誤りなきを保し難く、序述に不充分的箇所も亦多からんと危惧せらるゝが、大方の叱正を得て之が改訂を他日に期し、敢て茲に出版することゝした。



幸ひ本著が國債、知識の徹底と官民一致の國債、貯蓄報國運動に多少なりとも裨益する所があれば本懐の至りである。

昭和十六年七月廿五日

中央大學眞法會研究室にて

著者識す

戰時下に於ける國債讀本

目次

第一章 總論	一	第三章 國債發行の目的	一〇
第一 國債の意義	一	第四 國債の發行	二
第二 國債の種類	三	第五 國債の償還	二
一 確定公債と流動公債	三	第六 國債發行條件	三
二 外債と内債	四	第七 國債の利廻	三
三 強制公債と任意公債	四	第八 國債の初期利子計算法	五
四 利付公債と割引公債	四	第九 國債に関する法規	七
五 無記名國債と登録國債	五	一 起債に関する法規	七
六 愛國公債と支那事變國債	五	二 條件、形式、手續に関する法規	七
七 特別賜金公債と賜金國庫債券	六	三 國債に関する會計法規	八



第十 國債事務の取扱機關……………一八

- 一 日本銀行の地位……………一八
- 二 郵便局の地位……………一九

第十一 國債と税法……………一九

- 一 告知義務……………二〇
- 二 分類所得税……………二〇
- 三 配當利子特別税……………二〇
- 四 外貨債特別税……………二〇
- 五 綜合所得税……………二〇

(1)源泉課税……………二二  
(2)綜合課税……………二二

- 六 法人税……………二三
- 七 有價證券移轉税……………二三
- 八 免 税……………二四
- 九 税額算出上の注意……………二四

第二章 本 論……………二五

第一 概 説……………二五

第二 我國に於ける國債現在額の推移並びに現狀……………二六

- 一 國債額内外債區分一覽表……………二七
- 二 國債現在額種類別一覽表……………二九
- 三 世界主要國債現在額一覽表……………三三
- 第三 事變費と國債……………三三
- 第四 國債の發行と通貨……………三三
- 第五 最近の國債消化狀況……………三四
- 一 支那事變發生以來各年別國債發行額及消化一覽表……………三四
- 二 日本銀行手持國債增加狀況一覽表……………三五
- 第六 國債の分布狀態……………三五

第七 國債の賣買手續……………二六

第八 國債の保管方法……………二六

- 一 郵便局に於ける保管制度……………二六
- 二 日本銀行に於ける登録制度……………二六
- 三 國債の信託手續……………二七

第九 國債の償還、國債證券、利札の失效等に關する注意事項……………二七

第十 國債證券利札の紛失又は滅失の場合に對する救濟方法……………二七

第十一 國債の特長及特典……………二八

- 一 換價容易なること……………二八
- 二 擔保として極めて優良なること……………二九
- 三 税金の低廉なること……………二九

第十二 國債報國の責務……………三〇

第三章 結 論……………三〇

第一 概 論……………三〇

第二 昭和十六年度豫算實行方針……………三一

第三 國民貯蓄獎勵要綱……………三一

第四 公債的行豫定額の推移……………三一

一 昭和十六年度公債發行豫定額……………三二

二 昭和十五年度公債發行豫定額……………三二

第五 國民貯蓄増加計畫運動……………三二

- 一 國民貯蓄組合の整備擴充……………三二
- 二 貯蓄標準の適正化……………三三
- 三 浮動購買力の吸収……………三三
- 四 勤勞強化と貯蓄の勵行……………三三
- 五 金融機關の活動強化……………三三
- 六 貯蓄に對する障礙の除去……………三三



七 大都市に於ける高額貯蓄運動……………六一

第六 戦時戦後に於ける國債問題  
の動向……………六一

附録

第一 主なる國債關係法規……………一

一 國債ニ關スル法律……………一

二 國債規則……………三

三 公債金特別會計法……………三〇

四 國債整理基金特別會計法……………三二

五 昭和七年度以降國債償還資金ノ繰  
入一部依止ニ關スル件……………三三

六 國債證券買入鎖却法……………三四

七 支那事變國庫債券及支那事變特別

國庫債券ノ額面金額種類及利子支  
拂期日ニ關スル件……………三四

八 支那事變割引國庫債券ノ額面種類

ノ件……………三五

九 支那事變ニ關スル特別賜金トシテ

交付スル爲公債發行ニ關スル件……………三五

十 支那事變ニ關スル特別賜金公債發

行交付規定……………三五

十一 支那事變ニ關スル一時賜金トシ

テ交付スル爲公債發行ニ關スル件……………三六

十二 賜金國庫債券規則……………三六

十三 國民貯蓄組合法……………三五

十四 國民貯蓄組合法施行期日ノ件……………三六

十五 國民貯蓄組合法第八條第一項ノ

規定ニ依リ主務大臣ノ職權ニ屬スル  
事項ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルノ  
件……………三七

十六 國民貯蓄組合取扱規程……………三六

十七 國民貯蓄組合取扱規定……………三六

第二 報國債券當籤番號一覽表

目次 (終)



戦時下に於ける  
國債讀本

第一章 總論

第一 國債の意義

國債とは國家が財政上の原因に基き負擔する私法上の債務である。國債なる語を廣く解するときには、國家の總ての債務を包含し、國家が物品を買上げた場合の未拂代金や官吏に對する俸給の未拂分等をも含むのであるが、通常かくの如きものは之を國債と謂はない。國債とは國債證券、大藏省證券、米穀證券、蠶絲證券等の如く有價證券に依つて表示され、債務が少くとも原則として一定の證書に依つて表示された債務を謂ふ。

即ち國債は財政上其の收入の不足を補ふ爲めに起されたる債務を指すのであつて、國家が行政をなすに伴ひて普通に生ずる債務を含まないのである。國家と私人の關係に付て統治關係に基くものを公法關係とし、然らざるものを私法關係とする區別を採るならば國債は私法上の關係に屬するものであ



る。

國債は一定の無記名證券に其權利關係を表彰せらるるのを原則とし、證券の轉讓に依り權利が移轉するものであるが、こゝに注意を要するのは登録國債である。登録國債は何時にても無記名の證券と爲し轉讓なし得る状態に在るのであつて、なほ其債權者即ち國債權者は特定の人に始終することを要しない、其權利は證券の移轉に伴ひ轉讓移動する性質を有するものである。

國債は一定の支拂期限を有する金銭債務である。國債は豫め支拂期限を確定して居り、其範圍内で短縮せらるゝことがあるけれども延長さるゝことなきを例として居る、これは永遠公債の現存しない我國に於てはかゝることを謂ひ得るのであつて、此點において政府が支拂に代へて債權者に交付する小切手の債務と區別せられ又米穀證券の如きものが國債の内に包含せらるゝ所以である。

國債は又公債なる語を使用する。國債は通常公債なる言葉を以て呼ばれることがある、然しこれを嚴格に云へば、公債とは國債の外地方團體の債務即ち地方債を含んだ總稱であるから、兩者を明瞭に區別する意味から國債と指稱するのが正確である。只わが國立法行政の實際においては公債金、五分利公債、四分利公債、三分半利公債等と稱し、公債なる語を國債の意味に廣く使用してゐるから、立法行政上の慣行としては公債とは國債の意味に解すべきである。又流動國債に對し確定國債の意味を表はす場合に公債の文言が使用せられてゐることもある。しかし租稅法規等に「公債社債」などと稱

する場合は社債に對する意味に用ゐられてゐるのであつて、地方債を包含するものと解することを要するのである。尙國債を表示した有價證券のことを國債、公債證書、國債證券、國庫證券等種々の名稱を以て呼ぶが、これらは實質上特別の意味はなく皆同一の内容を表はすものであつて、法律語として或場合は國債證券と謂ひ、或場合には公債證書と云つてゐるけれども國家の債務である本質においては、兩者の間に差異はない。只現實に發行された我國の國債名稱としてそれぞれの内容を持つてゐる。例へば公債證書は据置期限あり且長期に屬するものであつて、据置期限なく且短期に屬するものは國庫債券と命名せられてゐる。要するに是等は本質上の差異ではなく只命名の場合の約束である。

## 第二 國債の種類

國債は種々の標準に依つて區分せられ、其分類方法も一樣でないが、主なる種類を擧ぐれば次の通りである。

### (一) 確定公債と流動公債

確定公債とは償還期限が相當長く國債としての存在に永遠性あるものである。之に反し一時的の收支の不均衡を調節する爲に極めて短期に償還されるものが流動公債で、此の兩者は相對的であつて單なる形式的區別に過ぎない。確定公債の中で著しい例は永遠公債であつて、是は政府の都合により償



還すると云ふだけで償還期限が不確定のものである。即ち政府は償還の権利のみを留保し償還の義務を特約しないものである。

又流動公債の甚しき例は大蔵省證券のやうに一會計年度内に米穀證券のやうに一年内に償還することを要求されてゐるものである。

(二) 外國債と内國債

外國に於て發行された國債を外國債と稱し、國內に於て發行された國債を内國債と稱する。

此の區分は明瞭を缺くので、眞正の外國債は發行地が外國であるばかりでなく、表示通貨が外國の通貨であり而も外國の資本に依つて應募されたことを要する。

(三) 強制公債と任意公債

強制公債とは國權を以て應募又は引受を強制するものであるが、これと反對に任意の契約により起債行爲が行はれるものを任意公債と云ふ。強制公債の内でも所謂直接強制公債は殆ど租税と同一視されるもので、我國に於ては未だ存在したことがないが、間接公債としては賜金公債、米穀證券等がある。これ等の國債は皆起債が半ば強制的に行はれて居る、即ち債務の支拂に代へ國債を交付せらるるのである。

(四) 利付公債と割引公債

利付公債とは國債の利子額支拂の手段として利札を附するものを云ふ。而して國債の利札は一定の支拂期に至つて其前期間に屬する利子額を支拂ふ。之に反し割引公債とは、額面金額の内より利子總額を差引いて發行するものである。

(五) 無記名國債と登録國債

無記名國債とは無記名の形式證券により國家と國債權者との債權關係が表彰せらるるものを云ふ。

従つて國債證券には國債の名稱、額面金額、償還の期日、方法等の要項が記載されて居る。而して無記名債權は法律上動産として取扱はるゝが故に、其權利の得喪變更は證券と共になさるゝことを要する。けれ共手形の様子に設權證券でないから、證券によつて國債債權が発生するものでなく證券の喪失によつて其權利が消滅するものではない。之に反し登録國債とは國債登録簿なる帳簿の記載事項によつて債權關係が明にせらるゝものを云ふ。従つて登録されたる國債の讓渡、質入、信託等を以て當事者以外の者に對抗する場合には必ず其登録を必要として居る。而して登録したる國債に對し更に其氏名を記したる證券を發行する場合は乙種登録國債と稱し、證券を發行しないものを甲種登録國債と稱する。こゝに注意すべきは乙種登録の場合には證券が存するのであるから此の權利の行使には常に證券が伴ふことを要することである。

(六) 愛國公債と支那事變國債



愛國公債とは任意公債中、戦時に國民の愛國心に訴へ起されるものを云ふ。この意味において支那事變國債は亦愛國公債と呼ばれるものであつて、支那事變遂行の爲の戦費を調達する爲めに發行せらるゝ國債であるから支那事變國庫債券、支那事變特別國庫債券、支那事變割引國庫債券等と命名せらるゝ所以である。

(七) 特別賜金公債と賜金國庫債券

今次の支那事變による戦死者や戦傷病死者の遺族に特別賜金として賜與される國債のことを、特別賜金公債と呼んでゐるがこれは國債名稱のものではない。國債證券面にスタンプで特に特別賜金の表示があるので交付されるその意味を指稱して云ふのである。この國債は遺家族の爲に郵便局で無料保管をして呉れるとか、何時でも集配郵便局では時價で買上げて貰へる便宜などがあるが、本質的には通常の國債と何等變りはないのである。

賜金國庫債券とは支那事變に功績のあつた人に對する論功行賞の一時賜金として交付されるもので、國債名稱は賜金國庫債券である。この國債の本質は特殊の登録國債であつて、本證券は記名式となつてゐる、しかし利札は無記名式となつてゐる一種特別な國債證券である。この賜金國庫債券はわが國財政經濟事情と云ふ大局的見地からと、支那事變におけるその人の功績を象徴してゐる國債であるからと云ふ二つの理由で、永くこれを所有せしむる趣旨に出でたるものである。即ち通常の國債と異

なり自由に讓渡したり、擔保に差入れたりすることが出来ないことになつて居り、止むを得ず現金に換へる必要の起つた場合には、所屬部隊長、所屬長官、市町村長等の何れかの人よりその必要なる事由の證明を得た上、政府で買上ぐることに賜金國庫債券規則に其の手續が定められてゐる。

尙國債と報國債券の關係に就いてこゝに説明すれば次の如くである。

報國債券は形式上國債と異なる。國債は國家の債務であるが、報國債券は財蓄債券と同様臨時資金調整法の規定に基いて、政府が日本勸業銀行に命じて發行させる債券である。國債は報國債券や貯蓄債券と違つて抽籤で割増金が附くといふことが無い代りに、例へば支那事變國庫債券ならば、年々三分五厘の利子が付き、利廻がよく、又郵便局賣出のものは何時でも集配郵便局で時價で買上げて呉れる。又國債は千圓券などといふ大額面券のものから十圓券のやうな小額面券迄あるが、報國債券は貯蓄債券と同様小額面券のものばかりである。

報國債券は實質上國債に準ずる。然し報國債券や貯蓄債券の収入金は總て日本勸業銀行から大藏省預金部に預け入れることになつて居り、大藏省預金部では原則としてこの資金を全部國債の引受や買入に投資するのであるから、この點から言つて、報國債券や貯蓄債券を買ふことは結局實質的には國債を買ふと同様であると言ふことが出来るので國債に準ずるものである。けれども形式上は飽くまで勸業銀行の發行する債券である。



國債と報國債券との比較 今支那事變國債と報國債券との主なる差異を示せば次の通りである。

摘要		支那事變國庫債券	報國債券
發行者	國家	國家	日本勸業銀行
額面金額 (括弧内は 賣出値段)	千圓(九百八十圓) 五百圓(四百九十圓) 五百圓(九十八圓) 二十五圓(四十九圓) 二十五圓(三十四圓半錢)	二十圓(十四圓) 十圓(七圓)	十圓(十圓) 五圓(五圓)
利 廻	年三分六厘八毛 (分類所得税を引くと年三分五厘餘になる)	年三分五厘餘 (七圓で買ったものが十年一ヶ月で十圓として償還を受ける)	無利子但し發行の時から二年以内郵便局又は勸業銀行に保管し最後まで引出さなかつた時は十圓に付七十錢の割増金が付く
割増金	無	無	十圓券の割増金 一圓券の割増金 二圓券の割増金 三圓券の割増金 四圓券の割増金 五圓券の割増金は此の半額
償還期限	十七年三箇月	十年一箇月	十年
買上制度	何時でも郵便物の集配を行ふ郵便局で時價で買上げ	何時でも郵便物の集配を行ふ郵便局で時價で買上げる	無
無料保管	有	有	有

特別報國債券 今まで賣出額五圓と十圓の二種類であつたが、この債券や國債を買ふことの出來ない零細な貯蓄層を目標とし、併せて不要不急の消費に向けられ勝ちな浮動購買力を吸収するため、こんど新に一圓の小額債券を特別報國債券として發行、その第一回分千萬圓を七月十五日より九月五日まで賣出すことゝなつた。この債券は償還期限が極めて短く二ケ年、抽籤は全部で一回で割増金は一等から四等まであり、今秋十月第一回抽籤の際は一等五百圓百本、三等五圓二千本、四等一圓三十萬本、來年十月第二回抽籤の際は二等百圓百本四等一圓六萬本となつてゐる。

當籤した債券は割増金と共に元金も支拂はれる、當籤率は三十枚買へば一本當るといふなかゝの好率である。尙第一回抽籤で當籤しない債券は、希望により第一回の抽籤の翌月から一枚一圓の割合でその時賣出してゐる五圓以上の報國債券または貯蓄債券と何時でも引換へ出來、普通の報國債券、貯蓄債券と同様税金は一切かゝらない特典がなる。

第八回報國債券より三等割増金を新に附加することになつた。即ち從來報國債券は十圓券の場合割増金は一等一萬圓、二等千圓、三等十圓(五圓券の場合はこの半額)であつたが、六月十四日から七月十日まで賣出しの第八回報國債券の分からは右の三等割増金を四等とし、新に三等割増金を設け、十圓券の場合は五十圓、五圓券の場合は二十五圓の割増金を附することゝなつた。

なほ第一回抽籤には二等はあるが三等はなく、第二回抽籤には二等はなく三等があると、いふやう



に二等、三等の割増金は抽籤の回毎に交互に附することとなり、且つ當籤率も多少良くなり一等割増金は一萬圓合計百本、五千圓百二十本、二等は千圓百五十本、五百圓百八十本、新設の三等は五十圓千二百五十本、二十五圓千五百本となつてゐる。

### 第三 國債發行の目的

國債發行の目的は臨時費の支辨である。従つて歳入缺陷の補填の爲と見ることが出来る。然し實際上は一般歳入缺陷補填の爲と、銘打つことは稀で軍備、鐵道、事業等特殊の目的を持たすことが多い。又國債發行に依る収入は臨時費のものであつて、臨時費支辨に充當すべきである。であるから年々歳々國債を發行し、恒久的に經常費まで賄ふが如きは健全財政と謂ひ難いので、よろしく租税と併用して適當なる公債政策によるべきである。亦國債の發行によつて通貨の調節、其他金融上の機能を發揮せしむることが多いので、特にこれが金融經濟界にとりて重大なる效用を有つことを重視するのである。

10

### 第四 國債の發行

國債の發行とは國家が新に債務を負ひ、國債證券を作成することを意味する。借入金に付借用證書

を作成することを、發行と云はぬが發行に準ずるものと云ふべきである。國債を發行するには原則として資金の受入があるが、時には國債の發行のみありて資金の受入なき場合がある。例へば鐵道買収代金の支拂に代へ國債證券を交付するが如きで、之を交付公債と稱する。

資金を受入れて國債を發行するのにも、一般から公募する場合と、政府の他の會計、特殊金融機關に於て引受くるもの、賣出すもの等の種々の場合がある。又政府と應募者が直接の相手方となつて發行する場合と特殊の金融機關又は金融機關の團體が一旦引受け更に一般公衆に賣出す場合とがある。

### 第五 國債の償還

國債の償還とは國家が其債務を辨濟して國債證券を引上げることである。國債も債務である以上無期限の場合は例外であつて原則として償還期限が定めてある。其の期限に償還するものを満期償還と云ひ、期限前に償還するものを期限前償還（繰上償還）と稱する。而して一時に債務額全部を償還するものを全部償還と云ひ一部償還するものを一部償還と云ふ。

又市場に流通する國債證券を買入れることに依つて償還の目的を達することが出来る、之を買入償還と云ひ、抽籤の方法に依つて償還すべき國債證券を決定し、之に對して償還を行ふものを抽籤償還と云ふ。



又償還に際し償還資金が不充分の場合には、同時に新なる債務を起し償還資金を調達する之を借換と稱する。新なる發行に應募する爲め償還を受くべき國債證券を以て代用拂込を爲すことを乗換と稱する。

國債の償還は原則として債権者に有利であるが、國債は最も確實なる投資物として市場性を有し、其の所有者は單に利息を得ることを以て満足する場合があります、必ずしも償還を受けることを喜ばないことがある。遊資膨脹して低金利の趨勢に在る場合の如き著しき例である。

國債の償還は資金の調達か借換かをせねばならぬので相當困難を伴ふ。従つて豫定計畫を樹て特定の國債に對し一定金額を償還すべきことを約し、或は國家の歲計上特別の會計を立て年々一定歳入を繰入れ、該會計の支出として償還計畫を實行して行く、之れを減債基金と稱する。

12

## 第六 國債の發行條件

國債の發行條件とは國債發行なる債權契約の内容を成すものであつて、國債の發行に際しては種々の條件を定めることを要する。其の主要なるものは利息の割合、發行價格、償還期である。利息の割合は原則として年何分何厘と表はすが短期の國債は日歩を以て表はすことである。

額面金額其儘の金額を受入れて發行するのを平價發行と云ふが、多くの場合額面以下の金額例へば

百圓に付九十八圓と云つた方法で發行する、此の價格を發行價格と稱する。かく額面以下で發行された國債も償還は額面で償還されるので發行價格との差は實質上利子に相當する、之を發行差、較差利と稱する。利息の割合を高くして發行價格を高くすること、利息の割合を低くして發行價格を低くすること、は結局同じであるが、何れが歓迎されるかは其の時々の金融事情其他に依つて異なる。

國債を何時償還するか定める期間は償還期限であるが、其定め方には一定の日に償還すと定めるものと、一定の日時まで、毎年分割又は隨時償還すると定めるもの等種々の方法がある。又一一定の日時まで償還を行はないと定めることが多く之を据置期限と稱する。

右三要素以外の條件は色々あり、特に外國債の場合は其の定め方が矢筈しいのであるが、其主なるものは元利金の支拂期日、支拂場所、支拂手續、減債基金、擔保、債務の表示貨幣元利金換算方法、手数料其他の費用、(引受銀行其他中間機關との間の約束)時効、課税關係、非常約款等である。

13

## 第七 國債の利廻

國債發行の利率、發行價格、償還期限この三つを國債發行の基礎條件と云ふが、此の三要素の組合せに依つて其國債の收益率が定まる。これを利廻と稱する。

利廻率の算出方法には單利計算と複利計算とがあり、我國は主として單利計算で行はれてゐる。



單利計算と云ふのは、利拂期の利息と發行差の一時拂期平均額との和を一時拂期の収入と見、之を發行價格又は時價で割つたもので次の算式に依る。

$$\frac{\text{元金償還} + \text{一時金} + \text{年金}}{\text{時價}} = \frac{\text{元金償還} + \text{一時金} + \text{年金}}{\text{時價}}$$

然し較差なるものは元金償還最終期に至つて一時に收得されるもので、利拂期毎に收得されるものでない。故に正確に云へば價格なる投資額が利息なる年金と元金償還なる一時金を生ずるものと見るべきで、年金原價と複利原價の公式を適用し收益率と價格との間の關係を示した式を立てるのが適當で其の式は左の通りである。

$$\text{價格} = \frac{1}{(1 + \text{利率})^n} + \frac{1}{(1 + \text{利率})^n} \times \text{利率} \times \text{元金償還} + \frac{1}{(1 + \text{利率})^n} \times \text{年金}$$

此の方程式に於て、利率を未知數として解くのは非常に面倒であるから、通常は價格を未知數として答を集め現價表を作り利率を求めんとするときは此れを逆算する。

尙普通に云ふ利廻は収益利を示すので應募者から見た應募利廻であるが、價格から手数料、租税其他を差引き純手取額を基準とし、發行者側の負擔率を計算したのもあり、之を發行者利廻と云ふ。又償還期限を考慮せず單に價格を額面價格で除した直接利廻も行はる之に對し普通の利廻を償還利廻と云ふ。

### 第八 國債初期の利子計算法

國債の初期利子計算法に付ては次の算式に依る。

$$\text{額面} \times \text{利率} \times \frac{\text{端日數} - \text{其年の全日數}}{\text{其年の全日數}} = \text{初期利子額 (四捨五入シテ)}$$

と定められ居るところ、昭和十五年四月二十二日發行の支那事變國庫債券つ號に付き右方法により其の初期利子を計算すれば

$$100 \times 3.5\% \times \frac{41}{366} = 39.2 \dots$$

となり大藏省告示に發表せられたる實際の初期利子三十八錢と一錢相違することとなる。故に右の理由に付き當局に照會、調査したるところ次の如き要旨の回答を得て判然したるものである。ここに參考の爲め附記すれば、國債の初期利子は一應前述の如き方法に依り計算するも、支那事變國庫債券に付ては其の發行日竝に元金及利子の支拂期の如何に拘らず、其の利廻(單利償還利廻)を一様(三分六厘八毛九糸)ならしむるため、初期利子に於て若干手加減を爲すため前記の如き相違を生じたるものである。

今假に前述の四月二十二日發行支那事變國庫債券つ號の初期利子を三十九錢として、其の利廻



歩合を計算すれば左の如く三分六厘九毛となり、支那事變國庫債券の利廻基準三分六厘八毛九  
 糸に比し一糸だけ多きこととなる。

$$\text{利廻歩合} = \frac{\text{定期利子總額} + \text{初期利子額} + \text{償還差益}}{\text{發行價格} \times \left( \frac{\text{定期利子} = \text{對スル}}{\text{投資期間}} + \frac{\text{初期利子} = \text{對スル}}{\text{投資期間}} \right)}$$

算式

$$\text{定期利子總額} \quad \text{圓} \quad \text{期} \quad \text{圓} \\ 1.75 \times 34 = 59.50$$

$$\text{初期利子額} \quad .39$$

$$\text{償還差益} \quad 2.00$$

$$\text{定期利子} = \text{對スル投資期間} \quad \frac{\text{期}}{34} \times \frac{1}{2} = 17$$

$$\text{初期利子} = \text{對スル投資期間} \quad \frac{41}{366} = 0.11202 \dots$$

$$\text{利廻歩合} = \frac{5950 + 39 + 200}{9800 \times (17 + 0.11202)} = 3.690 \dots \%$$

尙ホ初期利子ヲ 38 錢トスルハ、

$$\text{利廻歩合} = \frac{5950 + 38 + 200}{9800 \times (17 + 0.11202)} = 3.6899 \dots \%$$

### 第九 國債に關する法規

現行國債の發行及償還、取扱手續、其他各般の事項に關しては極めて多くの法令が制定され、其の形式は法律、緊急勅令、帝國憲法第七十條に依る緊急處分、勅令、大藏省令、大藏省告示等多種多様である。これら複雑多岐に亘る法令全部についての説明又は列擧は到底煩瑣に堪えず、限りある紙面においては寧ろ不可能のことである。ここには只國債法規を通觀する場合に基礎となる法令の系統並に概括的説明をなすこととする。

#### (一) 起債に關する法規

國家が起債をなすには法律又は法律と同一の效力を有する命令によることを要する旨憲法の規定するところである。(憲法第六十二條第三項、同七十條)

#### (二) 條件、形式、手續に關する法規

國債の條件及形式、效力及其の取扱機關、取扱方法等明治三十九年法律第三十四號國債に關する法律を以て規定せられてゐる。これは民法の特別法たる地位を占むるものであつて國債に關する通法として内外國債に適用せらるるものである。

尙ほ取扱機關としては大正十一年大藏省令第三十一號國債規則大正十一年大藏省令第三十二號日本銀行國債事務取扱規定等の助法規が定められてゐる。

#### (三) 國債に關する會計法規



國債の整理償還は數年に亘るのを常とするから、起債により得たる資金の使用、運用、利殖、繰替整理等のために特殊の會計法が設けられてゐる。(公債金特別會計法、國債整理基金特別會計法等)而して 般會計法規等にも規定せらるゝものあることに注意すべきである。

## 第十 國債事務の取扱機關

國債事務は國債に關する法律第一條により日本銀行をして取扱はしむと規定してゐるから他に別段の規定がない限り、國債事務に關しては日本銀行のみが其の取扱權限を有し又義務を負ふものである。尙ほ郵便局の國債事務取扱は日本銀行の委託によるものである。

### (一) 日本銀行の地位

國債事務は總て日本銀行の名に於て行ふのであるから日本銀行は國債事務の取扱機關である。然しこれは政府とは人格を異にせる代理者の資格で行ふのであつて日本銀行が國家の機關の一部を構成するものではない。而して日本銀行は善良なる管理者の注意を以て事務を處理する義務を有する。

國債規則は國債事務の取扱店として日本銀行本店、支店、代理店を規定して居る、而して取扱店とは對外的の立場に於て概稱するものであつて、この意味においては本店、支店、代理店も皆同一の地位にあるのである。

### (二) 郵便局の地位

郵便局の國債事務取扱に於ける地位は日本銀行の代理店と似てゐるが、日本銀行の代理店事務に比し極めて範圍が狭く最も簡易なる國債事務の取扱に限られてゐる。即ち登録や證券に關する基本的なものは一切扱はないのである。要するに一般人には實際上便利なる効果の多い事務に限つたのである。而して此の關係は郵便局が勸業銀行其の他の特殊銀行の債券事務を取扱ふ關係と全然同一であつて、日本銀行對郵便局、郵便局對國債權者との間の關係は總て私法上の關係である。

## 第十一 國債と税法

昭和十五年四月一日より實施の現行税法において、國債利子に付ては分類所得税、配當利子特別税、外貨債特別税の外に、個人に在りては綜合所得税、法人に在りては法人税が賦課せられ、且利子の支拂取扱者に對する告知の義務が課せられてゐる。

### (一) 告知義務

本法施行地に於て無記名の公債につき一回の利子受領金額十五圓以上なるときは利子受領者はその支拂を請求する際に、氏名又は名稱、住所其の他必要なる事項を利子支拂取扱者に告知することを要する。(所得税法第七十八條、所得税法施行規則第九十條)



## (二) 分類所得税

凡ての國債利子に付き其の支拂の際に徴收せらるるもので、税率は國債の利札金額の百分の四である。但し内地及朝鮮、臺灣、樺太若くは南洋群島に住所又は一年以上居所を有せざる個人並びに、本店若くは主たる事務所を有せざる法人所有のもの、の分類所得税は國債の利札金額の百分の九を徴收せられる。(所得税法第二十一條、同法第二十二條)又貯蓄銀行法第九條第一項の規定に依り、貯蓄銀行の供託したる國債の利子に對しては、其の旨國債の利子支拂の取扱者に告知して、百分の三の税率に依り徴收せらるる特點が認められてゐる。(所得税法第五條、所得税法施行規則第一百十二條)

## (三) 配當利子特別税

年利四分を超過する國債利子に付てのみ其の支拂の際徴收せらるるもので、税率は國債の利率年利四分の割合を以て算出したる金額を超過する金額の百分の十五である。(配當利子特別税法第五條)此の場合、分類所得税及び綜合所得税の課せらるるものは、利子金額より右配當利子特別税を差引いた残額に對して課せらるることとなる。

## (四) 外貨債特別税

年利四分を超過する外貨國債に付てのみ其の支拂の際徴收せらるるもので、税率は年利四分に相當する金額を超過する金額の十分の七である。(外貨債特別税法第四條、同法第五條)此の場合、分類所得

税、配當利子特別税及綜合所得税の課せらるる場合は利子金額より右外貨債特別税を差引いた残額に對して課せらるるのである。(外貨債特別税法第十八條)

## (五) 綜合所得税

個人の總所得金額五千圓を超過するものみに課せられるものであつて、國債の利子所得に付ては納税者は當分の間、左記二種の納税方法の内其の一を選択することができる。(所得税法第六條)但し海外に住所あるもの又は一年以上内地に居住せざるものに在りては本法施行地に於ける資産又は事業より生ずる所得についてのみ綜合所得税を課せらる。(所得税法第二十八條)

(1) 源泉課税 國債利子所得を他の所得と區分して、受領の際に綜合所得税を賦課せられたき旨の、申請を爲す場合は百分の十五の税率に依り課税せらるるもので、この部分に對しては當然一般の綜合所得税の算定から除外せらるることとなる。(所得税法施行規則第一百四條)

(2) 綜合課税 右の申請無き場合には、税務署において各人の總所得額を算定の上、次の通り、累進税率に依り課税せらるることとなり、この場合國債利子に付ては十分の四が控除せらるる特點が認められてゐる。(所得税法第三十三條)

五千圓を超過する金額

百分の十

八千圓を超過する金額

百分の十五



一萬二千圓を超える金額	百分の二十
二萬圓を超える金額	百分の二十五
三萬圓を超える金額	百分の三十
五萬圓を超える金額	百分の三十五
八萬圓を超える金額	百分の四十
十二萬圓を超える金額	百分の四十五
二十萬圓を超える金額	百分の五十
三十萬圓を超える金額	百分の五十五
五十萬圓を超える金額	百分の六十
八十萬圓を超える金額	百分の六十五

(六) 法人税

法人に對してはその所得及び資本の全部に付法人税が賦課せられる。但し本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人に對しては本法施行地に於ける資産又は營業の所得及び之に關する資本に付てのみ法人税が課せられるのである。(法人税法第二條)

但し所得を計算する場合に、國債所有期間の利子額に對する百分の七十に相當する金額を控除せ

られ、又外貨債特別税、配當利子特別税などを課せらるるものなるときは、その利子額に對する外貨債特別税または配當利子特別税を控除したる残額に對する百分の七十に相當する金額を控除せらるる特點が認められてゐる。(法人税法第十三條)

(七) 有價證券移轉税

國債證券の賣買、交換、贈與、遺贈、其の他の原因に因る移轉ある場合には、有價證券移轉税法の規定により、他の有價證券に較べて免除又は輕減せられてゐる特典がある。尙賦課せらるる場合の税率は左記の通りである。

有價證券移轉税率一覽表

第一種 有價證券仲買人を買取人とする賣買取引に因る移轉	取得價額	百分ノ一
國債證券	取得價額	百分ノ一
其他の有價證券	同	百分ノ二
第二種 第一種以外の移轉		
甲 取引所の實物市場に於ける賣買取引に因る移轉		
國債證券	取得價額	百分ノ二
其他の有價證券	同	百分ノ四



乙 其 他

國 債 證 券

取得價額

百分ノ四

其他の有價證券

同

百分ノ八

(八) 免 税

北海道、府縣、市町村、其他命令を以て指定する公共團體、社寺及民法第三十四條の規定により設立したる法人には所得稅、配當利子特別稅、外貨債特別稅、法人稅等總て免除せられてゐる。(所得稅法第四條、配當利子特別稅法第四條、外貨債特別稅法第四條、法人稅法第十一條、有價證券移轉稅法第八條)但し所得稅を免除せらるる法人は無記名の公債又は社債を取得したるときは、其の名稱、額面金額、記號又番號を利子支拂の取扱者に通知することを要する。(所得稅法施行規則第九十八條)尙七月一日より國民貯蓄組合を通じて國債を買ひ、郵便局が日本銀行へ二年以上預ければ、三千圓迄は分類所得稅が免除せらるゝ特典がある。(國民貯蓄組合法第四條第一項、同法施行規則第二十條、同第四十二條、同第四十五條)

(九) 稅額算出上の注意

國債の利子に對する課稅は、現實に支拂はれる利子支拂期日が現行法實施前即ち昭和十五年四月一日以前ならば、夫々の支拂期日に於ける舊稅法がそれ／＼適用せらるるのである。而して稅額の算出

は利札の場合に在りては利札一枚毎、甲種登録の如く領收證書の場合に在りては領收證書一枚毎、外國債の場合にありては利札の合計外貨額の換算邦貨額に對して各稅を計算し、各稅額一錢未滿の端數は切捨て、稅額一錢未滿なるときは一錢に切上げることとなつてゐる。但し課稅により利子支拂額皆無となるが如きものに付ては徵收免除となつて利子全額が支拂はれる。



## 第二章 本論

### 第一 概説

我國の國債は事變以來頗る増加を告げ、其發行高は今や三百億圓を突破し、國債に關する事項は極めて重要な問題としていよく世人の注目を惹きつゝある。國債は元來歳入の缺陷を補填する爲に發行せらるゝものであるから、先づ之を財政上から見なければならぬのは勿論であるが、今日では其類が頗る多いので、國民經濟上に及ぼす影響も非常に甚大であるから、これを社會全般から見、深く考慮を要するのである。而して資金物資の不足勝な現在、他方高度國防國家建設に邁進してゐる今日である。

戰爭を續くるに最も必要なのは周知の如く武器、彈藥、食糧、被服等であるが、之等を得るに必要なのは資金である。この資金は如何にして得るか云へば、主として國債を發行して之を得るより外途がないのである。勿論租税とか、獻金とか云ふことも戰費の一部になるのであるが、全體から見れば大したことはなく、大部分は國債に依るのである。一方國內に於ては政府が戰爭遂行の爲め色々の方面で多額の資金を支拂ふので、資金の流通高が増加すると共に一面物資が漸次不足しつゝあるので、

自然悪性インフレーションを起す傾向が現はれるのであるから、國債を發行して資金の吸収を計る必要があるのである。即ち國債の發行及消化が順調に進捗すれば、戰爭の繼續も、國民生活の安定も好都合に取運ばれると云ふことになるのであるから、國民全體が銘々働き、能く貯へて、益々國債を購入する必要があるのである。

### 第二 我國に於ける國債現在額の推移並びに現状

明治初年から今日迄の國債額増加の跡を見るに、明治三年九分利付英貨百萬磅發行したるを手初めとし、日清戰爭迄はまだ二億餘萬圓であつたが、日露戰爭の結果一躍二十億圓臺に上り、其後徐々に増加し、昭和元年には遂に五十億を突破し止る處を知らなかつたので、極力その整理が行はれ昭和五年には僅少なから減少を示したのであるが、昭和六年秋滿洲事變が突發して以來毎年約十億圓づゝ増加して、昭和十一年秋に遂に百億圓を突破し又支那事變が勃發してからは、昭和十二年度に二十二億圓を増加し、十三年度には四十五億圓、十四年度には五十五億圓と毎年四、五十億圓を増加し又昭和十五年度の發行豫定額は六十億圓、昭和十六年度の發行豫定額は七十五億圓の巨額に達してゐるのである。

今その増加狀況を示すと次の通りである。



一、國債額內外債區分一覽表

年次	國債總額		(單位千圓)	
	內國債	外國債	內國債	外國債
明治三年	四、八八〇	〇	〇	四、八八〇
五年	二八、〇五六	〇	〇	四、八八〇
十年	二二六、八五四	〇	〇	一三、三九九
十五年	二二五、五一	〇	〇	九、三〇九
二十年	二三七、九八一	〇	〇	六、九九四
二十五年	二四五、八九四	〇	〇	三、七四八
三十年	三九九、二四五	〇	〇	〇
三十五年	五三〇、一八〇	〇	〇	九七、六三〇
四十年	二、二五四、三四六	〇	〇	一、一六五、七〇一
大正元年	二、五七三、二一九	〇	〇	一、四五六、九七一
五年	二、四六七、七〇一	〇	〇	一、三七〇、二〇七
十年	四、〇七七、一一五	〇	〇	一、三五九、〇一五
十五年	五、一七一、七六六	〇	〇	一、四六一、一八九
二十年	五、九五五、八一六	〇	〇	一、四七九、〇二四
昭和三十五年	九、五八〇、八九一	〇	〇	一、三七二、八八五
十五年	二八、二五三、二〇九	〇	〇	一、二四五、〇五五
十六年七月	三三、九三五、六七六	〇	〇	一、二二九、〇〇六

二、國債現在額種別一覽表(昭和十六年七月末現在)

五分利公債	一、八六八、九七一
甲號五分利公債	三九六、六九五
第一回四分利公債	一六四、二二一
第二回四分利公債	九四、三五四
四分利公債	八二、八二五
三分半利公債	三〇五、〇〇二
四分半利公債	七五、〇〇〇
四分利國庫債券	三、〇七〇、四二二
三分半利國庫債券	一〇、七九四、五八六
支那事變特別國庫債券	一三、八九六、九九九
支那事變特別國庫債券	二一、四九九
支那事變特別國庫債券	二八六、〇〇〇
賜金國庫債券	一〇、〇九二
內國債計	三三、七〇六、六六九
第一回四分利附英貨公債	九一、三三七
五分利附英貨公債	三三二、六六六
第三回四分利附英貨公債	一〇五、四二六
六分利附英貨公債	一九二、五三六
五分半利附英貨公債	一〇二、九三六

(單位千圓)



南滿洲鐵道株式會社英貨社債

計(英貨債)	三九、〇五二
六分半利附米貨公債	七五三、九五四
五分半利附米貨公債	一九三、三六七
計(米貨債)	一二〇、七〇一
四分利附佛貨公債	三一四、〇六八
外國債 計	一六〇、九八四
合計	一、二二九、〇〇六
他二米穀證券	三三二、九三五、六七六
匯票證券	六七三、七九〇
	一四六、三〇二

右に例擧した通り支那事變國債が一番多額で、これは總て利率三分五厘、利廻單利で三分六厘八毛、複利で三分六厘五毛となつて居る。又最近發行の國債は他の目的で發行する分も利率は三分五厘である。五分利とか四分利とか云ふ國債は特別のものであつて、それらのものは現今額面百圓に對し百圓以上の相場となつて居る。亦將來何時かは低利債に借替へらるべきものであらうかと思はれるが、その借替の時期如何の見方によつて相場が多少變動するのであるから、その取扱は慎重になすべきである。

次に考慮すべきは、斯くの如く我國の國債は非常に激増したのであるが、これは諸外國と比べて多過

ぎるのではなからうかと云ふことであるが、然しそれは決して心配する程のことではなく、寧ろまだまだ少い方であると謂ふべきである。今主なる世界各國と比較すると大體次の通りである。

三、世界主要國國債現在額一覽表

日 本	一八八五、〇〇〇千圓 (十五年三月末)	一人當リ	二二二圓
イギリス	八一、〇四四、〇〇〇 (十四年三月末)		一、七〇六
フランス	三三、六九〇、〇〇〇		八〇二
アメリカ	五〇、四二八、〇〇〇 (十五年三月末)		三八七
ドイツ	二二、八九〇、〇〇〇		三〇五

第三 事變費と國債

前述の如く事變費の大部分は國債を發行して得たる資金で賄はれるのであつて、今次の支那事變費の約八割八分は國債に求むることになつて居る様である。

尙日清、日露並に第一次世界大戰の實際の例を見ると次の如くである。

事變費中國債發行により得たる金額一覽表

日清戰爭	二五〇、〇〇〇千圓	内、國債に依れる金額
------	-----------	------------



日露戦争

一、九八六、〇〇〇

第一次歐洲大戰

イギリス

七一、九五〇、〇〇〇

五三、〇六〇、〇〇〇（七割五分）

フランス

五七、一八八、〇〇〇

四三、五四〇、〇〇〇（七割六分）

ドイツ

六六、六〇五、〇〇〇

五四、〇四〇、〇〇〇（八割一分）

支那事變

昭和十五年の  
帝國議會迄の分

一六、四五五、〇〇〇

一四、四八五、〇〇〇（八割八分）

#### 第四 國債の發行と通貨

國債の發行方法には種々あるのであるが、近年我國では主として日本銀行引受の方法に依て發行して居る。國債を日本銀行引受の方法で發行すると、日本銀行は引受代金として政府に通貨を渡す、そこで政府はその通貨で各種の支拂を爲すのであるから國債發行に依る政府の支拂だけ通貨が増加することとなり、一時國債の發行額だけ通貨が増發さることになる。この増發された通貨が市中に滞留すると所謂インフレーションとなり色々の悪作用を惹起するので、通貨が増加しても物資が夫れに應じて増加すれば左程悪影響もないのであるが、戦時においては物資の消費が盛んであるのか、はらや生産の擴充は中々思ふ様に併行しないのが常である。従つて民間に餘剰通貨が多ければ多い程自然

物資の購入に向ひ、勢ひ物價が騰貴するやうになる。この物價の騰貴が著しくなると物資の配給も混亂し、國民生活が苦しくなるばかりでなく、更に政府の豫算も増大し、公債の發行が次から次へと益々多くなり、所謂悪循環となつて、遂に通貨に對する信用もなくなり、經濟機構も根本から覆へると言ふ恐しい結果に立ち至るとも限らないのである。彼の歐洲第一次大戰の獨逸がそれである、又最近支那重慶政府統治下方面に於て此の傾向が表はれつゝあるのである。即ち、日本銀行の引受けた國債を市中の銀行や保險會社等へ賣却し、又郵便局より廣く一般に賣出して通貨の吸収に努めつゝある次第である。そこで之を食物の消化に譬へて云ふならば、日本銀行の引受けた國債を其儘持つて居るときは未だ食物が消化しない状態と言ひ、其實行が好く通貨の吸収が盛んな場合を消化良好とか、消化順調とか謂ふのである。

そこで大いに貯蓄を將勵して一旦市中に政府から撤布せられた通貨が、物資の購買に向はないで郵便局や銀行等に還流する様にして通貨の量が物資の量に相應する様にしなければならぬ。そして銀行等を集めた資金で銀行は日本銀行の引受けた國債を買つて、通貨が吸収されることになれば悪性インフレーションにならないと云ふ譯である。殊に一般の人々が國債を直接に買入れば、それ丈は通貨が確實に吸収せらるゝことになり、更に其効果が擧ることゝなるのである。



### 第五 最近の國債消化狀況

支那事變發生以來、昭和十二年は十三億圓の國債を發行したのに對し、其五割五分の七億二千餘萬圓を消化し、昭和十三年中は四十三億三千萬圓の發行額に對し、其八割七分の三十七億九千萬圓を消化し、昭和十四年中には五十二億八千萬圓の發行額に對し、其八割九分の四十七億九百萬圓を消化し、又十五年になつてからは時々消化率の大なる時期もあつたのであるが、一年間を通ずる時は發行額が六十六億六千萬圓、消化額が五十二億四千萬圓、消化割合は七割八分となつて居るのである。

斯くの如く我國、國債の消化狀況は大體順調な経路を辿つて來つたのであるが、支那事變發生以來發行した國債は、昨年末迄に百七十五億七千萬圓に上り、日本銀行の手持國債も順次増加し、今日に於ては事變前に比し相當巨額の増加となつて居るから、今後國民は一層の努力を以て新規發行の國債を購入するのみならず、既に發行されてゐる公債の消化にも努力すべきである。

#### 一、支那事變發生以來各年別國債發行額及消化額一覽表

區分	新規國債		消 化 額		計	消化割合
	發行額	預金部 引受	國債シソツ 引受	郵便局 賣出		
昭和十二年中 (七月七日以降)	1,100,000千圓	100,000	100,000	6,000	53,600	5.5%

十三年中	4,330,500	400,000	—	4,730,500	3,612,400	76.1%
十四年中	5,281,500	1,200,000	—	6,481,500	4,799,300	74.1%
十五年中	6,675,500	1,800,000	—	8,475,500	5,330,000	62.6%

#### 二、日本銀行手持國債増加狀況一覽表

昭和六年末	日本銀行所有額		國債發行總額		總額ニ對スル割合 百分の
	金額	千圓	金額	千圓	
七年末	1,033,000	1,033,000	6,002,000	6,002,000	1.7
八年末	2,960,000	2,960,000	6,548,000	6,548,000	4.5
九年末	5,670,000	5,670,000	7,821,000	7,821,000	7.2
十年末	3,440,000	3,440,000	8,650,000	8,650,000	3.9
十一年末	3,990,000	3,990,000	9,580,000	9,580,000	4.1
十二年六月末	4,690,000	4,690,000	10,395,000	10,395,000	4.5
十二年末	5,020,000	5,020,000	10,580,000	10,580,000	4.7
十三年末	1,062,000	1,062,000	11,892,000	11,892,000	8.9
十四年末	1,586,000	1,586,000	16,222,000	16,222,000	9.7
十五年末	2,128,000	2,128,000	21,520,000	21,520,000	9.8
十五年末	2,498,000	2,498,000	28,253,000	28,253,000	12.4

### 第六 國債の分布狀態

我國に於ける國債は如何なる方面に多く所持せられて居るかを窺ふに、其半數以上は銀行等の金融



機關が持つて居り、約三割が郵便貯金等の集つた大藏省預金部や、簡易保険その他政府の特別會計で持つて居る。これ等は結局國民の貯蓄であるが、一般の人々が直接に國債を持つて居る部分は全體の一割程度に過ぎないのである。最近郵便局で國債を賣出す等の關係から漸次増加の傾向である。英國では一般の人々が全國債の五割を持つて居り、米國では三割を持つて居るのに比べ未だ遠く及ばない状態である。

今まで我國の一般の人々が國債を直接所有することが少なかつたことに就て、種々の原因があるのであるが、國民の國債知識が乏しいがため、金に換へたい時に中々賣却が面倒の様に思はれたと云ふこともその原因の一つであらうかと思はれる。然るに此點に付いて今次の支那事變國債は郵便局で賣出した分ならば何時にても郵便局で買上げて呉れるし、又一般的に有名な證券業者ならば暴利を貪むることなく適正價格で買取つてゐるし、又日本銀行本支店、代理店においては一般國債所有者の爲に無手数料で賣買の取扱を行つて居るから他の有價證券に較べ、此の點は寧ろ國債の方が一番便利になつたものと謂ふべきである。

國債所有者別所有額一覽表

所有者	昭和十四年末所有額	割合
(1) 金融機關		
普通銀行	四、七三九、二六一千圓	三三・〇%

貯蓄銀行	一、八九三、四九四	八・八
特殊銀行	三、七九六、八九三	一七・七
信託會社	三三三、三三四	一・五
保險會社	七九八、三七七	三・七
產業組合中央金庫及信用組合關係	二二九、九九五	一・一
計	一一、七九〇、三三五	五四・八
(2) 政府筋		
預金部	四、九一六、二八四	三二・八
簡易生命保險及郵便年金	四七七、三二六	二・二
其他政府部內各會計	五五九、八八〇	二・六
政府關係經濟組合	二二六、四九〇	一・一
地方公共團體	六六、九八四	〇・三
計	六、二四六、九六六	二九・〇
(3) 其他		
公衆及其他	三、四八二、九〇四	一六・二
合計	二一、五二〇、二〇六	一〇〇・〇

備考一、米穀證券及電氣證券ハ之ヲ除ク  
 二、「公衆其他」ノ所有額中ニハ一般ノ會社、財團等ヲ含ム



## 第七 國債の賣買手續

國債の賣買は至つて簡單である、國債は普通無記名であつて、又國債は他の普通の有價證券と異つて公示催告の規定（民法施行法第五十七條）の適用がないのであるから（國債に關する法律第八條）たゞその眞實と、繰上償還とか一部抽籤償還の有無を注意すれば良いのである。既に述べた様に郵便局で購入したものは郵便局で何時でも買上げて呉れるし、又一般的に有名な證券業者ならば適當の價格で直に買取つて呉れるのである。又日本銀行本支店、代理店においては無手数料で何時でも賣買の取扱を行つて居るから、平常證券業者と取引のない様な者でも處分に困る様なことは絶對にないのである。又若し國債が登録國債であつた場合はどうかと云へば、登録の儘賣却することも出来るのであつて、即ち此場合名議書替に關する登録變更請求書を日本銀行本支店、代理店へ提出する事となるのであるが、かかる買手を見付けることが困難なる場合は、豫め登録を除却し無記名證券に直して賣却すれば、前述した通り至極簡單に處分することが出来る。登録國債を無記名證券とすることは、東京の日本銀行ならば即日、支店、代理店ならば一週間乃至十日間位に何れも無手数料で取扱つて呉れるのである。

## 第八 國債の保管方法

無記名の國債證券は既述した様に賣買、移轉が自由に行はれると同時に、若し之を盗まれたり、火災に罹かつたりすると、全く損失となる場合も尠くないので、充分に注意する必要があるのである。従來一般資産家の實行せられた銀行、信託會社等へ保護預とすることも確實な方法であるが、此處では主として郵便局に於ける保管及日本銀行における登録の制度並に國債の信託のことを説明する。

### 一、郵便局に於ける保管制度

郵便局へ國債を保管するには郵便貯金の通帳に國債を添へて、申込書と共に提出すれば夫れで宜しいのであつて、郵便局では直に假の領收證を渡し後で貯金局から保管證を送つて呉れる。而して無料で安全に保管して呉れるのである。

又預けた國債の利子は、自然に郵便貯金の中に記入されて行くから、一々利子を受取に行く必要はないのであつて、又元金償還の場合は通知して呉れるから頗る便利である。

たゞ無記名國債證券を取戻すのに多少の隙がかゝるけれども、長く所有する一般の者にはこれ程便利なものはなく、廣く勸奨せらるゝ所以である。

### 二、日本銀行に於ける登録制度

日本銀行における登録制度とは無記名證券を持つ代りに、日本銀行に於ける登録簿に自己の所有する國債の名稱、記號、金額、住所姓名を登録する方法であり至つて便利な制度であつてこの取扱ひも



總て無料で、これは比較的大口の保管に盛に利用せられて居る。

その手續としては請求書に印鑑を添へ證券と共に日本銀行本支店又は代理店に提出すると云ふ至極簡單なものである。日本銀行では登録の上、登録済通知書を交付して呉れる。尙登録簿の正本は東京の本店に備付て居るのであるが、一方大阪にも副本を設けてそれと同一事項を記入し、萬一の場合にも安全を期する仕組となつて居る。

國債證券の記號が同一ならば幾らあつても、同一の口座に記帳せられるので、元利金受取の際は一枚の領收證書を提出すれば宜しいのである。又元利金は日本銀行本支店、代理店又は郵便局の内、何れにおいても指定の場所で支拂を受け得るのであるが、日本銀行では毎期利子を指定の銀行の預金勘定へ振込方の依頼にも應じて居る。この場合は豫め一定の依頼書を提出して置けば、證券を郵便局へ預けた場合と同様、自然に自己の預金が殖え一々利子を受取に行く手数が省かれるのである。

又元金償還の場合には勿論、日本銀行から通知して呉れるし、都合により登録をやめて國債證券を所持したい場合は、何時でも登録を削除して希望の券面で新しい證券を交付して呉れる。尙登録の儘他へ譲渡したり質入れすることも出来、而してこれらの手續は何れも無料で取扱つてゐる。

### 三、國債の信託手續

國債の信託には二つの方法がある。一つは無記名證券を信託會社へ證券信託とし證券に信託の表示を受け置く方法で、他の一つは登録國債とし、信託要項をも併せて日本銀行へ登録して置く方法である。

日本銀行に對する手續は總て無手数料であるが、信託會社へは何れも多少の手数を支拂ふことになつて居る。

有價證券の信託は、普通管理有價證券信託とか表示信託とか云ひ、證券の所有を信託會社に移し信託會社をして完全に保管せしむる方法であつて、證券其物の保管は勿論元利金の受領、運用等契約通り適當に取運んで呉れるのである、而して證券に「信託財産」の表示を受けたものなれば、假令證券の所有權が信託會社に移つても、信託會社自身の債權者から、強制執行や競賣等の處分を受けることがなく、安全に保管せらるゝのである。

尙又國債を登録國債とし信託要項を登録して置く場合は信託者の意思が一層明かとなり何かと都合のことである。信託要項の一、二の簡單な例を示すと次の通りである。

日本銀行にては一般登録簿の當該口座の上部に

信託  
財産

なる表示をなし

登録の請求者（普通信託の委託者及受託者連記捺印）より提出する信託要項書を登録の一部と看做し



信託原簿として保管するのである。(國債規則第四十條の二)

甲 證券ニ對スル信託財産ノ表示



普通證券表面左肩上部ニ左ノ黒肉印  
(徑一寸一分)ヲ押捺ス

乙 同上抹消ノ表示



朱肉 圓形印  
(縱一寸二分、横七分)  
押 捺

信託要項書

一、(一)委託者 何市何町何番地 何 某  
何市何町何番地 何 某

(二)受託者 右親權者 何 某  
何市何町何番地 何 某

(三)受益者 委託者ニ同シ

三分半利公債證書(何、號額面(何何何圓)也  
受託者ハ信託ノ目的物ノ保全行爲ヲ行ヒ信託ノ目的物ヲ甲種登録トシ其  
ノ利子ハ受益者ノ學資、並ニ養育費等受益者ノ利益ノ爲メニ使用ス

委託者成年トナリ又ハ財産管理ヲナス能力ヲ得ルニ到リタルトキ

右ノ通ニ候也

昭和何年何月何日

委託者 何 某  
右親權者 何 某  
受託者 何 某

信託原簿



受託者 ○○信託株式會社

代表取締役 何

某

委託者 財團法人 ○○○○○○

理事長 何

某團

一、委託者、受託者、受益者ノ住所氏名

何縣 何郡 何町

委託者 財團法人 ○○○○○○

何市 何町 何番地

受託者 ○○○信託株式會社

何縣 何郡 何町

受益者 財團法人 ○○○○○○

一、信託ノ目的

信託財産ノ管理ヲ爲シ之カ元本及收益ヲ受益者ニ受益セシムルコト

一、信託財産ノ管理方法

信託財産ニ關スル國債ニ付テハ信託ノ登録ヲナス

信託財産タル國債ノ償還ヲ受ケタル時ハ委託者ニ諮リ更ニ適當ナル大日本帝國政府公債又ハ府縣公債ヲ買入レ信託財産ト爲ス

一、信託終了ノ事由

信託期間ハ永久無期限トス但シ法令又ハ受託會社ノ定款ノ改廢アリタルトキ若クハソノ内容ニ著シキ變化ヲ來タシタル場合ニ於テ委託者ハ契約ノ變更又ハ解約スルコトヲ得將來官營信託ノ創立セラレタル場合之ニ信託スルタメ契約ヲ解クコトヲ得

一、其他信託ノ條項

信託ノ受益權ハ賣買讓渡又ハ質權ノ目的トナスコトヲ得ス  
受託者ハ毎年五月末日、拾壹月末日ニ於テ本信託財産ニ關スル計算書ヲ作成シ六月及拾貳月中ニ之ヲ受益者ニ報告スルコト

信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ最終計算書ヲ作成シ受益者ノ承認ヲ得タル上受益者ニ對シ當時現存スル信託財産ヲ信託契約書ト引換ニ交付スルモノトスル但シ信託ノ登録抹消ノ手續ノタメ必要ナル場合ニ於テハ交付期ノ變更ヲ妨ケス

### 第九 償還、失効等に関する注意事項



郵便局へ保管を委任せらるゝか、登録國債とせらるゝか、又は信託預けとせらるゝ場合は、何れも保管者に於て管理して呉れるので必配はないのであるが、其他の場合は償還、失効等に付て各自充分注意を爲すことが必要である。從來より行はれて居る保護預り制度では大體好意上のものであつて、責任を負はぬと云ふところが多い様に見受けられるから、此の點に付いては各自に於て心得て居る方が安全である。

國債償還の期限は證券面に明記してあるから、それを見て居れば直ぐ判明するのであるが、期限前の償還の場合はどうかと云へば、此場合は官報に告示されるのは勿論であるが、新聞にも廣告されるのが普通である。又日本銀行本支店、代理店の店頭にも無論揭示される。一旦償還と決定すると、其後は假令證券を其儘所持して居ても、利子は全然附かない。利札が亦附いて居るからといつて、利札で利子を受取つて居ると、愈々證券によつて元金を受取る場合、それ丈の金額は元金の内から差引かれることになつて居る。

又國債に對する時効は通常元金は十年利金は五年であるから、時効にかゝらぬ様、受取るべきものは可成早く受取つた方が安全である。

普通に國債を所有する者は、時効にかゝつて失効とせらるゝ様な場合は先づないのであるが、どうかすると佛檀や算笥の中へ仕舞ひ込んでおいたり、又人に預けたり、擔保に入れたりして置いたが爲、

違ひ利金を取ることを忘れ、失効になる場合が少くないのであるから注意を要する。殊に政府へ保證金の代りに提出したり、供託して居るもので時効の爲に無効とせらるゝものがよくあるが、これらのものは特に注意が肝要である。

## 第十 證券、利札の紛失又は滅失の場合に對する救済方法

無記名の國債證券又は利札を紛失とか滅失したる場合はどうなるか、救済方法は全然ないであらうかどうかと云ふ問題である。

無記名國債證券は紙幣同様流通を重んずるものであつて、賣買する場合に其眞實を確めなければならぬことは勿論であるが、眞正な物である以上は其物は絶對的に價值のあるもので、通常取引に於ては夫れ以上種々の點に於て一々深く取調べる必要はないのである。是れは無記名國債證券及利札に就ては、他の證券と異り公示催告の手續によつても其證券、利札を無効とすることが出来ないことに特に法律によつて決められて居るのであつて、從て之が盜難にかゝつたり火災にかゝつても、其證券、利札を無効とし再び夫れに代る證券、利札を手に入れる方法は絶對にしないのである。然らば此の場合救済方法は全然ないかと云ふにさうでもなく、一定の擔保を出して元金又は利金を受取る方法があるのである。



右に述べた如く滅失又は紛失した証券や利札を無効とし、代りのものを受取る方法はないが、夫れかと云つて政府は此れを幸ひに債務を免れ様とするのではなく、唯二重に支拂ふことは困るので、先づ擔保を取り、そして若し紛失したとか、滅失したとか云ふ番號の証券又は利札を提出して支拂を受けた者があつた場合は、自分の受取つた金額に法定利息を添へて返却すると云ふ約束の許に、支拂を受らるゝのである。若し問題の証券や利札の時効が完成する迄に國債証券の所持者が現はれぬ場合は、曩に差入れて置いた擔保品を返して呉れるのである。

斯くの如く救濟方法はあるが、夫れでも自己の持つて居つた國債の名稱、券面種類、記號、番號は明かでないければ、手續の取りやうがないから、無記名証券を所有する者は國債証券その物を大切に保管せらるゝは勿論のことであるが、同時に其名稱、券面種類、記號、番號を何かに書付け、證券と別のところへ保管せらるゝことが肝要である。

## 第十一 國債の特長及特典

### 一、換價容易なること

財産の蓄積保全に關して最も注意すべきことは安全、有利、且何時にても容易に換金出來得る様な状態にして置くことが理想的である。安全の點は國債は國家に對する債權であるから此の點は絶對で

ある。

次に國債に比べて、地方債とか、社債とか、株券に投資した方が利廻が善く有利な場合も相當にあるのであるが、いざ金が欲しいと云つた場合に之を金に換へることが困難であつたり、又少なからず損をする場合がないとも限らないから、此點國債は極めて容易で安心が出来るのである。

### 二、擔保として極めて優良なること

一時的に金が必要なので他から金を借りようとする場合、擔保とするには國債が一番有利である。何處の銀行會社でも、國債を擔保とする場合はより多くの金を一番安い利息で簡單に貸して呉れる。政府と物品の賣買契約をする場合や、入札の場合等に提供する保證金や各種の延納擔保を政府に納める場合には、現金代用として國債を使用することが出來、其場合の價格も額面金額で通用する等有利に取扱はれることになつて居るのであつて、若し國債を所有しない者は幾分の料金を拂つても銀行や信託會社等から借りて使用せらるゝものも尠くないやうな次第である。

### 三、税金の低廉なること

元來國債には課税しないと言ふのが我國従前の建前であつたが、段々増税の餘儀なくせらるゝに及んで、國債のみを免税として置くことは社會思想の點よりも考慮を要することゝ遂に課税することゝなつたのである、他のものの稅率に比べて、國債は餘程低率且種々の特點が與へられて居る。



1. 國債の利子に對する分類所得税は百分の四で、之に對し社債や銀行預金の利子は百分の十と言ふことになつて居る。

又綜合所得税を納める者の持つて居る國債の利子は所得額決定のときに、其の所有國債の利子額の四割を控除して計算して貰らへるような特點もある。

2. 銀行や會社等法人の持つて居る國債の利子は法人税の計算のときに所有國債利子額の七割を控除して所得を計算することになつて居り尙又法人の所得中社内に留保した金額の一定の割合以上を國債に運用したときには法人税を輕減する途も開かれて居る。

### 3. 有價證券移轉税

賣買の方法により異り税率は一定致して居らない、國債に對する税金は他の證券に對し何れも半額となつて居る。(第一章、第十一、(七)有價證券移轉税の項有價證券右一覽表参照)

## 第十二 國債報國の責務

我が國の國債發行額は最近特に増大し、今後尙益々増加せんとしつゝある。滿洲事變突發の昭和六年末には六十億圓、昨年末には二百八十二億圓に達し人口一億萬人と假定したならば、老若男女、貴賤、貧富總て平均して其負擔額一人當り六十圓から二百八十二圓に増加して居るのであるが、更に十

六年度の發行豫定額は七十五億圓であるから一人當り七十五圓を増加する勘定となり益々負擔が重くなるのである。然しながら國債の増加は單に我國のみでなく戰爭に關係ある國は皆然りである。英國の如きは一昨年三月末既に一人當り千七百圓の國債を負擔して居るのであるが、最近一日平均二億圓の戰費を要すると云ふことであるから、負擔額の増加は到底我々の想像も出來ない程のものであらうと思はれる。米國に於ても軍備擴張等の爲國費益々多端となり國債發行限度を昨年六月四百五十億圓から四十億圓を増加して四百九十億圓即ち大體我が國の二千九十億圓になつて居るが、今や剩すところ殆ど尠なく近く相當多額の増額を見んものと豫想せらるゝの現狀である。守勢の位置にある英國、直接戰爭に關係のなき亞米利加然りである。況や大東亞建設の大任を擔ふ我帝國の國費の膨脹は亦當然のことである。我々國民は大に働き、大に貯蓄して此負擔に堪へ、國債報國の誠を盡さなければならぬことゝ思考せらるるのである。



### 第三章 結 論

#### 第一 概 説

支那事變勃發以來日本銀行の引受によつて國債が發行せられ、巨額の政府資金が撒布されるに連れ、國民貯蓄が奨励せられ、その結果金融機關の預金は累積し、金融機關は適當なる調整のもとに、此の資金を生産力擴充、大陸の開發などに充當すると共に日本銀行の引受けてゐる國債の消化に充てると云ふ、此の一聯の作用が滞りなく繼續せられて聖戰第五周年、今や高度國防國家の完成に膨大な戰時財政經濟の運営に官民一致の努力をなす爲め、一億國民こぞつて巨大なる資金の蓄積に向ひ邁進すべき時、計畫的、綜合的貯蓄奨励並に貯蓄報國の一大國民運動が展開されつゝある。以下その全貌を明にし全國民の進路と覺悟を強調し、もつて戰時下に於ける國債問題動向の結論とする。

52

#### 第二 昭和十六年度豫算實行方針

政府は四月一日の閣議に於て昭和十六年度一般會計及各特別會計の豫算實行に關する左記方針を附議決定し、國民に率先して勤儉力行の範を垂れ、以て戰時財政の圓滑なる遂行を期したのである。

- 一、豫算の使用に當りては時局の推移に即應し施策の要否緩急に付き嚴正なる態度を以て検討を遂げ極節約の實を擧ぐることを。
- 二、物資需給の情勢に省み重要物資を要する豫算の實行に着手せんとするときは豫め慎重なる考慮を加へ昭和十六年度物資動員計畫の圓滑なる樹立及び實施に支障を生ぜざる様措置すること。
- 三、物價金融等に關し現に政府の採用しつゝある經濟政策との完全なる調和を圖ると共に政府資金收支の調整に努め昭和十六年度資金統制計畫の圓滑なる樹立及實施に寄與すること。
- 四、國際收支の趨勢に顧み輸入使用の重點集中を勵行するためその直接たるを間接たるを問はず苟くも海外拂となるべき經費に付ては特に節約を旨とすること。
- 五、事務簡捷と能率向上とに付一段の工夫を凝すと共に官吏以下政府職員の勤勞を強化し率先して職域奉公の範を垂れしめ以て銳意餘裕財源の捻出に努むること。
- 六、前各項の趣旨を實現するため支拂豫算の調整に際しては原則として所要の費額を豫算定額の四分の一以内において區分計畫の上大藏省と協議すること。

53

#### 第三 國民貯蓄奨励要綱 (三月八日政府發表)

##### 第一 貯蓄増加目標額



昭和十六年度ニ於ケル國債消化資金約七十五億圓日滿支ヲ通ズル生産力擴充資金約六十億圓ヲ要スル見込ナルヲ以テ一年間ニ増加ヲ要スル國民貯蓄ノ目標額ハ之ヲ百三十五億圓トスルコト

## 第二 貯蓄奨励方針

### 一、國民貯蓄組合ノ整備擴充

國民貯蓄組合法ノ實施ト相俟テ組合ノ整備擴充ヲ圖リ貯蓄額ニ付テハ前年増加實績ノ倍加ヲ期スルコト

### 二、貯蓄標準ノ適正化

貯蓄ノ實效ヲ擧グル爲ニハ夫々ノ機會ニ於ケル貯蓄力ニ應ジ實行セシムルヲ肝要トスルヲ以テ一層貯蓄標準ノ適正化ヲ圖ルコト

### 三、浮動購買力ノ吸收

浮動購買力ヲ吸收スル爲小額債券ノ發行及郵便切手貯金ノ活用ニ付新工夫ヲ凝スコト

現金取引ノ普及ニ伴フ通貨滯留額並ニ浮動購買力ノ増大ヲ抑制スル爲適當ナル方策ヲ講ジ以テ資金蓄積ニ向ハシムルコト

### 四、勤勞強化ト貯蓄ノ勵行

國民各自ノ勤勞ヲ強化シ仍テ以テ生産ヲ増加スルト共ニ之ニ依リ増加シタル所得ヲ貯蓄ニ振向ケ

シムル様積極的方策ヲ講ズルコト

### 五、金融機關ノ活動強化

各種金融機關ハ一層相互ノ連絡協調ヲ圖ルト共ニ預貯金者ニ對スル便宜供與ノ具體的方法ヲ考究實施スルコト

### 六、貯蓄ニ對スル障礙ノ除去

貯蓄心ヲ阻害スルガ如キ言動等ノ一掃ヲ期スルコト

## 第四 公債發行豫定額の推移

昭和十六年度財源公債發行豫定額は一般會計三十億三百餘萬圓、特別會計五億九千三百餘萬圓、臨時軍事費特別會計三十九億七千七百餘萬圓（今議會協賛の第二次追加豫算分）總額七十五億七千四百餘萬圓の巨額に達し、之を前年度發行豫定額七十億二千四百餘萬圓（本議會協賛の臨時軍事費特別會計第一次追加額九億九千七百餘萬圓を含む）に比較すれば五億五千餘萬圓の増加である。之を會計別に見るに一般會計においては歳入補填公債の著増に依り十億九千七百餘萬圓を特別會計においては主として政府出資公債の増加に因り一億四千七百餘萬圓を夫々増加せるが、臨時軍事費特別會計においては六億九千四百餘萬圓の減少を示してゐる。



(一) 昭和十六年度公債發行豫定額

(單位千圓)

昭和十六年度

昭和十五年度

差引増減△

區別	昭和十六年度	昭和十五年度	差引増減△
(1) 一般會計			
歲入補填公債	二、九八三、九二五	一、八八九、七一〇	一、〇九四、二一五
道路公債	一六、四五〇	一四、三一六	二、一三三
震災善後公債	三、五七五	二、五一五	一、〇五九
計	三、〇〇三、九五〇	一、九〇六、五四二	一、〇九七、四〇八
(2) 特別會計			
朝鮮事業公債	一六〇、四三二	一九九、五〇〇	△ 三九、〇六七
臺灣事業公債	九、八〇〇	六、〇〇〇	△ 三、八〇〇
鐵道事業公債	四五、〇〇〇	六二、〇〇〇	△ 一七、〇〇〇
通信事業公債	一七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	△ 三、〇〇〇
政府出資公債	三六一、五九七	一五九、〇四九	△ 二〇二、五四七
計	五九三、八三〇	四四六、五四九	△ 一四七、二八〇
(3) 合計	三、五九七、七八一	二、三五三、〇九二	△ 一、二四四、六八九
(4) 臨時軍事費特別會計			
支那事件公債	三、九七七、一六七	三、六七三、八七二	△ 六九四、三六五
計	三、九七七、一六七	九九七、六六〇	△ 六九四、三六五
(5) 總計	七、五七四、九四八	七、〇二四、六二五	△ 五五〇、三二三

外二前年度繰越額

臨時軍事費特別會計	一、〇七三、三九三	一、六〇四、三六〇	一
一般會計	不詳	一九、八四九	一
特別會計	不詳	六、六四七	一
計	一、〇七三、三九三	一、六三〇、八五七	一

(一) 昭和十五年度國債發行豫定額

(單位千圓)

區別	第七十五 議會分發 行豫定額	前年度 繰越額	發行濟額	豫定殘額
(1) 一般會計				
歲入補填公債	一、八八九、七二〇	〇	一、八八九、七二〇	六二五、一六九
道路公債	一四、三一六	一五二	一四、四六八	二七
震災善後公債	二、五一五	一、一七三	三、六八八	一、一一七
滿洲事件公債	〇	一八、五二三	一八、五二三	七、一七三
計	一、八九〇六、五四二	一九、八四九	一、九二六、三九一	六二六、三一五
(2) 特別會計				
朝鮮事業公債	一九九、五〇〇	六、六四七	二〇六、一四七	四六、一四七
臺灣事業公債	六、〇〇〇	〇	六、〇〇〇	五〇〇
鐵道事業公債	六二、〇〇〇	〇	六二、〇〇〇	二四、〇〇〇
通信事業公債	二〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
政府出資公債	一五九、〇四九	〇	一五九、〇四九	二、二〇〇



計	四四六、五四九	六、六四七	四五三、一九七	三七四、七五〇	八〇、六四七
(3) 合	計二、三五三、〇九二	二六、四九七	二、三七九、五八九	一、六八二、〇〇〇	七〇六、九六二
(4) 臨時軍事費特別會計					
支那事件公債	三、六七三、八七二				
第七十六					
議會協賛分	九九七、六六〇				
(5) 總	計七、〇二四、六二五	一、六三〇、八五七	八、六五五、四八三	六、八八四、五〇〇	一、七八〇、三五六

昭和十六年度公債發行豫定額は前年度に比し五億五千餘萬圓の増加となるも、右の如く臨時軍事費特別會計分を既往年度同様各議會の協賛額に對比すれば、同會計の公債發行豫定額は計四十九億七千四百餘萬圓に上り、前議會協賛額に比し逆に十三億餘萬圓の増加となり、之に他會計分を併せたる發行豫定總額は八十五億七千二百餘萬圓の巨額に達し、前議會協賛額に比し實に二十五億四千五百餘萬圓の膨脹である。

右の如き尤大なる公債發行に關聯し本議會においても之が消化の問題に付論議盛なりしが、政府は財源公債の調達には大體現状の方法に依ること、又之が消化に付ては従前同様主として金融機關を通じ其消化を爲し得るの確信ありとし、只零細なる撤布資金吸收の方法として國民貯蓄組合法、郵便貯金制限額の引上、郵便切手貯金制度の復活等を以てし、今後一層國民貯蓄を奨励國民の強力なる援助に依り其消化を圓滑に促進することとし、強制貯蓄又は強制徵募の如き方法は採用せざる旨答辯を爲

したのである。

### 第五 國民貯蓄増加計畫運動

政府は三月八日昭和十六年度に於ける國債消化資金約七十五億圓、日滿支を通ずる生産力擴充資金約六十億圓を要する見込なるを以て、本年度に増加を要する國民貯蓄増加目標總額は百三十五億圓と決定、之が達成には一層の努力を要するものと見らるゝか、當局においては同時に左記の如き國民貯蓄増加方針を發表、舉國一體愛國の熱情に俟つこととした。

#### (一) 國民貯蓄組合の整備擴充

昭和十六年六月二十日より國民貯蓄組合法が實施せられ町内會、工場、産業組合等は勿論、在郷軍人會、青年團、婦人團體、學校、宗教團體等に於ても貯蓄組合を結成するやう極力勸奨し。以て既存貯蓄組合の整備、擴充を圖り今後は此の組合を中心として國民貯蓄の増強を推進し且本年度貯蓄額に付ては前年増加實績の倍加を期することとした。

#### (二) 貯蓄標準の適正化

貯蓄の實效を擧ぐる爲には夫々の機會における貯蓄力に即し實行せしむるを肝要とするを以て租稅等を參酌し、各人の能力に應じて貯蓄標準額を設定、以て一層貯蓄標準の適正化を圖ることとした。



(三) 浮動購買力の吸収

浮動購買力を吸収する爲め小額債券の發行及び郵便切手貯金の活用につき新工夫を凝すこととし、又現金取引に伴ふ通貨の滞留額並に浮動購買力の増大を抑制する爲め、商工業の収入金等に付ても關係團體をして集荷配給の際に源泉貯蓄を勵行せしめるなど適當なる方策を講じ以て一層資金の蓄積に向はしむることとした。

(四) 勤勞強化と貯蓄の勵行

國民各自の勤勞を強化し、よつて以て生産を増すと共に之に依り増加したる所得を貯蓄に振向けしむる様、單に不勞所得による生活者の絶滅を圖るのみでなく、進んで青少年學徒に出來得る限り勤勞の機會を與ふる等一層積極的方策を講ずることとした。

(五) 金融機關の活動強化

一般の金融機關は積極的に戰時に即して積極的に日本銀行を利用するなど各種金融機關は一層相互の連絡協調を圖ると共に、俸給生活者、賃金勤勞生活者等の天引貯蓄、振替拂制度等の取扱を爲すなど預金者に對する凡ゆる便宜供與の具體的方法を考究實施することとした。

(六) 貯蓄に對する障の除去

最近横行してゐる外國の經濟謀略宣傳に對して國民がこれに惑はされない様啓蒙並に防止策を施

し、現金の死蔵とか、奢侈品、不要不急品などの購入による不必要なる換物行爲とか、不當なる一切の利殖觀念等を拂拭して、苟くも賞實剛健なる國民の自發的貯蓄の愛國心を阻害するが如き言動の一掃を圖り以て國家防諜、戰時經濟體制の完璧を期すること。

(七) 大都市に於ける高額貯蓄運動

大都市を有する府縣、市においては本年度各府縣の貯蓄増加目標額を三月八日政府發表の國民貯蓄獎勵要綱に則り夫々計畫、達成運動を爲しつゝある。今其の一例を示せば大阪府、市に於ては本年度大阪府貯蓄増加目標額二十五億圓達成の一方策として「高額貯蓄並に國債、貯蓄債券、報國債券消化運動」を実施することに決定し、大阪市居住の綜合所得決定額年三萬圓以上の高額所得者約二千六百餘名に對し左の如き標準により貯蓄の實行、國債又は債券の購入方を勸奨せる由である。

綜合所得決定額	一ヶ年の貯蓄實行額
三萬圓以上	所得決定額ノ百分ノ六以上
五萬圓以上	百分ノ八以上
八萬圓以上	百分ノ十以上
十二萬圓以上	百分ノ十一以上
二十萬圓以上	百分ノ十二以上
三十萬圓以上	百分ノ十三以上
五十萬圓以上	百分ノ十四以上



而して右による預金、國債、債券の所有者は自發的に少くとも三ヶ年間之を引出、處分なさるゝこととし、金融業者をして別口にて處理するものなるか、更に市當局においては右運動目的達成の爲め高額所得者を打つて一丸とする自發的貯蓄組合の結成を要望し、又之に對し金融機關方面の積極的協力が行はれかけてゐる。

## 第六 戰時、戰後に於ける國債問題の動向

今や内外の情勢愈緊迫し、大東亞共榮圈の確立、高度國防國家の建設と云ふ大目標の爲に巨歩を印しつゝ世界史的四大事業を同時に實現しつゝある。即ち一、支那事變の完遂、二、世界の大變局に備ふる戰備の充實、三、將來に備ふる軍備の擴充、四、經濟的英米依存の脱却である。これが爲わが國は戰時經濟と併行して戰後經濟とを合せて運営、建設に邁進してゐるものと謂ふことが出来る。而してこの長期經濟戰の特殊形態は世界新秩序の決定的確立を見る迄は持續せらるゝものと考へらるゝが、然らば何時今次世界大戰は終結するか、これは何人も容易に斷言は出来ない處である。只われわれ國民には「皇國の興廢此一戰にあり各員一層奮勵努力せよ」との古今の大號令がこの長期經濟戰線に對する唯一の經濟戰陣訓なりとして遵守すればよいと思ふ。この戰時、戰後經濟同時發生の特殊現象は國債に關する諸問題に付ても又略同様の關係に在るものと見ることが出来る。この點が第一次歐

洲大戰並にその戰後に於ける諸事情と全く異なる所以であつて、人は直ぐ當時のドイツ、フランス等の國債問題を想起するのであるが、あの場合はすべてが自由經濟の時代であり、物價騰貴もまつたく放置され、更に賠償金支拂などによる貨幣の對外價值の下落が財政的破綻の行進に拍車をかけたからである。ところが現在のわが國では貿易、外國爲替の全面的統制により貨幣の對外價值の下落は起らず、また低物價政策と相俟つて資金統制等總動員法の全面的發動により過渡的物資の不足、輸入難を克服して徹底的に價格、賃金、消費等が抑へられてゐるからたとへある程度巨額の國債が發行され且兌換券の膨脹などがあつても、これはむしろ滿洲事變以來わが國の産業が著しく發達し、急激なる國力の發展、國富の増大を來したる一證差と見るべきであつて、わが國の財政が破綻するが如き心配は絶無である。これは世界各國の一人當りの富力と國債額との比較に徴しても全部わが國債が消化する限り、海外に其の金が流出するものでないから毫も懸念を要しないのである。又國債の償還は適當に借換を行ひつゝ漸次國債の減少を圖り、國債の市價維持に付ては自由な買上制度や、其の他必要の措置を講じ、従つて國債の信用を絶対に保持することとなり、利率の引上げ又は引下げ等國債所有者に損害を及ぼすが如きことは無いのである。かくの如く戰時、戰後經濟同時發生の特殊現象下に於ける國債に關する諸問題は國民經濟の基礎をゆらぐやうな心配はない。

世界經濟も今や日、獨、伊等の新興國家群と英、米等舊體制國家群との間に歴史的裁斷がおそらく



下されんとする年に遭遇してゐる様である。この時わが國戰時財政經濟の運営上、國債の増加に伴ふ學國一體の消化運動が、刻下の緊要缺くべからざる國民の責務であることは既に述べたる所であるが、この際皇國三千年の歴史を更に發展せしめ、大和民族萬歳の運命を開拓する氣魄を以て、消費の節約を徹底し、資金の蓄積を圖るとともに、民間資金の調整、政府資金の撤布引揚の計畫化等に依り、蓄積資金を國債消化に誘導するなど、今後一層國民貯蓄獎勵計畫の具體化するに即應し、全國民の積極的國債報國の實踐力により、一億一心戰時經濟と戰後經濟との同時的特殊現象の主要なる國債問題の安全を圖り、以て戰時經濟の完璧を期すべきである。

## 附 錄



第一 主ナル國債關係法規

一、國債ニ關スル法律 (明治三十九年四月十一日法律第三十四號)

改正 (一) 大正十年四月八日法律第四十四號  
(二) 昭和十四年四月一日法律第六十號

第一條 國債ノ起債、元金償還、利子仕拂、證券及登錄ニ關スル取扱手續ハ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

第二條 國債ニ對シテハ無記名證券ヲ發行ス (一) 國債ノ登錄ハ債權者ノ請求ニ因リ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ證券ヲ發行セス但シ債權者ノ請求アルトキハ記名證券ヲ發行ス (一)

第三條 登錄國債ヲ移轉シ、又ハ登錄國債ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四條 相續、遺贈及強制執行ノ場合ヲ除クノ外權利ノ移轉ニ因ル國債ノ登錄ハ其ノ利子仕拂期前一箇月ヲ超エサル期間之ヲ停止スルコトヲ得國債ノ登錄除却ニ付亦同シ (一)

第五條 記名國債證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルトキハ其ノ記名者ヨリ直ニ之ヲ所管取扱銀行ニ届出ツヘシ之ヲ發見シタルトキ亦同シ  
前項ノ規定ニ依リ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ爲シタル者ハ届出ヲ爲シタル後三箇月ヲ經過シテ仍發見セサルトキハ代證券又ハ代利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ其元金ノ償還期又ハ利子ノ仕拂期開始以後ハ代證券又ハ代利札ノ交付ヲ爲サス

第六條 無記名國債證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ證券又ハ利札ノ持參人カ償還又ハ仕拂ヲ滅失又ハ紛失ノ届出アリタル記名國債證券又ハ其ノ利札ハ代證券又ハ代利札ノ交付ニ因リ其ノ效力ヲ失フ



受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕拂ノ日以後ノ利子ヲ辨償スヘキ旨ヲ約シテ擔保ヲ提供シ其元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ確實ト認メタル保證人ヲ立テ擔保ノ提供ニ代フルコトヲ得  
擔保ヲ提供シタル者カ債務ノ履行ヲ爲ササルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充テ過剩額アルトキハ之ヲ還付ス  
金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付ス  
公賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 無記名國債證券ニ對シ元金ヲ償還スル場合ニ於テ其ノ證券ニ附屬スル利札中欠缺セルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ元金ノ内ヨリ控除ス但シ既ニ利子仕拂期ノ開始シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
前項利札ノ所持人ハ何時ト雖其ノ利札ヲ提出シテ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第八條 民法施行法第五十七條ノ規定ハ國債證券及其ノ利札ニ之ヲ適用セス

第九條 國債ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十箇年、利子ニ在リテハ五箇年ヲ以テ完成ス(一、二)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治三十九年六月勅令第三百三十四號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)  
新舊公債證券發行條例ニ依ル舊公債ノ賦金ニハ本法中利子ノ規定、賦札ニハ本法中利札ノ規定ヲ準用ス  
國債ニ關スル現行法令中本法ノ規定ニ牴觸スルモノハ其ノ效力ヲ失フ但シ時効ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス  
本法施行前ニ整理公債條例ノ規定ニ依リ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ爲シタル無記名國債證券及其ノ利札ノ處分ニ付テハ仍整理公債條例ニ依ル

附則 (大正十年四月八日法律第四十四號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十一年三月勅令第三十二號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)(一)  
大藏省證券條例ハ之ヲ廢止ス(一)

附則 (昭和十四年四月一日法律第六十號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(二)

二、國債規則 (大正十一年四月一日) (大藏省令第三十一號)

改正(一) 大正十一年十二月二十九日大藏省令第六十二號

第一章 總則

- 第一條 證券ヲ發行スヘキ國債ニ關スル事項ハ別段ノ定アルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 日本銀行ニ於ケル國債事務取扱ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 郵便官署ニ於ケル國債事務取扱ニ關シテハ遞信大臣又ハ所管長官ノ定ムル所ニ依ル
- 第四條 國債事務ノ取扱店ハ日本銀行ノ本店、支店及代理店トシ其ノ名稱及位置ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第五條 國債ノ名稱其ノ他國債證券ノ發行ニ關スル事項ハ本令ニ規定スルモノヲ除ク外別ニ之ヲ定ム
- 第六條 本令第二章及第三章ノ規定ハ第十八條ノ二及第十八條ノ四ノ規定ヲ除ク外外國ニ於テ發行スル國債ニハ之ヲ適用セス(一)

第二章 國債證券

- 第七條 國債證券添附利札及記名紙ノ見本ハ之ヲ各取扱店ニ配置シ其ノ旨ヲ告示ス但シ其ノ様式ノ要項ヲ告示シ見本ノ配置ニ代フルコトアルヘシ
- 前項ノ見本ハ何人ト雖取扱店ニ就キテ之ヲ閱覽スルコトヲ得
- 第八條 國債證券及添附利札ニハ記號及番號ヲ附ス
- 第九條 記名國債證券ニハ記名紙ヲ貼附シ其ノ證券利札又ハ添附、利札ニハ記名ノ二字ヲ記ス
- 第十條 國債證券ノ額面金額ノ種類ハ利札附證券ニ在リテハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓及一萬圓ノ七種、割引ノ方法ニ依リ發行スル證券ニ在リテハ百圓、五百圓、千圓、一萬圓及十萬圓ノ五種トス但シ特別ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 無記名國債證券ノ所持人ハ第二十八條ノ規定ニ依リ無記名國債證券ヲ記名國債證券ニ變換スルノ請求ヲ爲スコトヲ得



第十二條 記名國債證券ノ所有者ハ第三十五條ノ規定ニ依リ記名國債證券ヲ無記名國債證券ニ變換スルノ請求ヲ爲スコトヲ得

第十三條 國債證券カ汚染又ハ毀損シタルトキハ其ノ所有者又ハ所持人ハ之カ引換ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱
- 二 國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 三 無記名國債證券ニ在リテハ該國債證券ノ記號、記名國債證券ニアリテハ該國債證券ノ記號及番號
- 四 請求ノ年月日
- 五 請求者ノ住所

第十四條 汚染又ハ毀損シタル無記名利札附國債證券ノ引換ヲ請求スル場合ニ於テ該國債證券ノ附屬利札中欠缺セルモノアルトキハ其ノ欠缺利札ノ金額ニ相當スル現金ヲ取扱店ニ納付スヘシ

第十五條 國債證券ノ所有者又ハ所持人ハ額面金額ノ種類ニ從ヒ國債證券ノ分割又ハ併合ヲ請求スルコトヲ得但シ國債ノ名稱、國債證券ノ記號、發行年又ハ償還期限ノ異ナルモノニ付テハ併合ヲ請求スルコトヲ得ス

- 一 國債ノ名稱
- 二 原國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 三 無記名國債證券ニ在リテハ原國債證券ノ記號、記名國債證券ニ在リテハ原國債證券ノ記號及番號
- 四 代國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 五 請求ノ年月日
- 六 請求者ノ住所

前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 國債證券ノ附屬利札盡了シタルトキハ之ト引換ニ次期以降ノ利札ヲ附シタル國債證券ヲ交付ス但シ次期以降ノ利札ヲ繼足交付スルコトアルヘシ

前項ノ規定ニ依リ國債證券ノ交付又ハ利札ヲ繼足ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱
- 二 原國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 三 無記名國債證券ニ在リテハ原國債證券ノ記號、記名國債證券ニ在リテハ原國債證券ノ記號及番號
- 四 請求ノ年月日
- 五 請求者ノ住所

第十七條 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ發見ノトキ亦之ニ準ス

- 一 國債ノ名稱
- 二 記名國債證券ノ額面金額ノ種類
- 三 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ枚數
- 四 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ記號及番號
- 五 記名國債證券ノ滅失又ハ紛失ニ在リテハ附屬利札面ニ記載スル利子支拂期、記名ノ利札又ハ添附利札ノ滅失又ハ紛失ニ在リテハ其ノ利札面ニ記載スル利子支拂期
- 六 記名國債證券ノ記名
- 七 届出ノ年月日
- 八 届出人ノ住所

第十八條 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ滅失又ハ紛失ニ因リ代證券又ハ代利札ノ交付ヲ請求セムトスル



ハ前條第一號乃至第七號ノ事項、請求ノ年月日及請求者ノ住所ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出ス

第十八條ノ二、無記名國債證券ニ信託財産ナルコトノ表示ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ(一追加)

- 一 國債ノ名稱
- 二 無記名國債證券ノ額面金額ソ種類及枚數
- 三 無記名國債證券ノ記號及番號
- 四 無記名國債證券ノ附屬利札面ニ記載スル利子支拂期
- 五 委託者及受託者ノ住所氏名
- 六 請求ノ年月日
- 七 請求者ノ住所

第十八條ノ三、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條又ハ第三十三條乃至第三十五條ノ規定ニヨリ交付スル國債證券ニハ原國債證券ニ信託財産ナルコトノ表示アル場合又ハ其ノ國債ニ付信託ノ登録アル場合ニ於テハ原國債證券又ハ信託ノ登録ニ依リ信託財産ナルコトノ表示ヲ爲ス(一追加)

第十八條ノ四、第十八條ノ二ノ規定ハ受託者又ハ受益者カ無記名國債證券ニ付信託財産ナルコトノ表示ノ抹消ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス(一追加)  
受益者カ前項ニ規定スル請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ請求書ニ添附スルコトヲ要ス(一追加)

第十九條、國債證券、利札又ハ添付利札ノ交付ヲ受クヘキ者ハ書面ヲ以テ其ノ送付ヲ請求スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル送付ノ費用及危險ハ請求者ノ負擔トス  
第二十條、消滅時効ノ完成シタル國債證券、利札又ハ添付利札滅失又ハ紛失ニ因リ効力ヲ失ヒタル記名ノ國債證券、利札又ハ添付利札ヲ所持スル者ハ直ニ之ヲ取扱店ニ返還スヘシ

### 第三章 登録 國債

第二十一條、國債登録簿ハ甲乙二種トシ甲種ハ證券ヲ發行セサルモノヲ登録シ乙種ハ記名國債證券ヲ發行スルモノヲ登録ス

國債登録簿ハ之ヲ日本銀行ノ本店ニ置ク

第二十二條、甲種國債登録簿ニハ副本ヲ設ケ日本銀行大阪支店ニ置ク但シ信託原簿ニ付テハ此ノ限ニ在ラス(一)

第二十三條、國債登録簿ノ様式ハ別ニ之ヲ告示ス

第二十四條、甲種國債登録簿ハ國債ノ名稱、起債年又ハ國債證券ノ記號毎ニ口座ヲ分チ其ノ登録國債ニハ記號及番號ヲ附ス

乙種國債登録簿ニ於ケル登録國債ノ記號及番號ハ國債證券ノ記號及番號ニ從フ

第二十五條、甲種國債登録簿ノ登録金額ハ當該國債證券ニ於ケル額面金額ニ相當スルモノ又ハ額面金額ニ分割スルコトヲ得ヘキモノニ限ル

乙種國債登録簿ノ登録金額ハ當該國債證券ニ於ケル額面金額ニ從フ

第二十六條、國債ノ登録ハ自然人ニ在リテハ其ノ氏名ヲ、法人ニ在リテハ其ノ名稱ヲ、法人ニ非サル組合ニ在リテハ其ノ管理者ノ氏名ヲ以テ之ヲ爲ス但シ法人ニ準スヘキ團體ニシテ從來其ノ名稱ヲ以テ登録スルノ慣習アルモノハ其ノ慣習ニ從フ

共有ニ係ル登録國債ニ付テハ請求書ニ掲ケタル筆頭者ノ氏名及他ノ人員ヲ登録シ其ノ氏名ハ別ニ共有人名簿ニ記載ス

第二十七條、國債ノ應募者又ハ引受人國債ノ登録ヲ請求セムトスルトキハ募入決定後又ハ引受ノ際左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債登録簿ノ種別
- 二 國債ノ名稱及登録金額
- 三 登録スヘキ記名



四 元利金ノ支拂場所

五 請求ノ年月日

六 請求者ノ住所但シ請求者ト記名者ト異ナルトキハ記名者ノ住所トモ

第二十八條 無記名國債證券ノ所持人國債登錄ヲ請求セムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ

該國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一 國債登錄簿ノ種別

二 國債ノ名稱

三 記名國債證券ノ記號、額面金額ノ種類及枚數

四 登錄金額

五 登錄スヘキ記名

六 元利金ノ支拂場所

七 請求ノ年月日

八 請求者ノ住所但シ請求者ト記名者ト異ナルトキハ記名者ノ住所トモ

第十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依リ國債登錄ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テ各共有者ノ持分相均シカラサルトキハ其ノ國債

ノ登錄ノ請求書ニ各持分ノ金額及氏名ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第二十六條第二項ノ共有人名簿ニ其ノ持分金額ヲ記載ス

第三十條 甲種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ付テ登錄ノ變更ヲ請求セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺

印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一 國債ノ名稱及變更スヘキ登錄金額

二 登錄國債ノ記號及番號

三 記名者ノ變更ニ在リテハ原記名及新記名、共有者ノ持分ノ變更ニ在リテハ其ノ持分金額及氏名

四 登錄變更ノ事由

五 請求ノ年月日

六 請求者ノ住所但シ請求者ト新記名者ト異ナルトキハ新記名者ノ住所トモ

前項ノ場合ニ於テ請求者ハ登錄ノ變更ノ事由ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スルコトヲ要ス但シ權利ノ移轉ニ因

リ登錄ノ變更ヲ請求スル場合當事者雙方カ其ノ請求書ニ記名捺印シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 乙種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ付テ登錄ノ變更ヲ請求セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺

印シタル書面ニ該記名國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一 國債ノ名稱及變更スヘキ登錄金額

二 記名國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數

三 記名國債證券ノ記號及番號

四 記名者ノ變更ニ在リテハ原記名及新記名、共有者ノ持分ノ變更ニ在リテハ其ノ持分金額及氏名

五 登錄變更ノ事由

六 請求ノ年月日

七 請求者ノ住所但シ請求者ト新記名者ト異ナルトキハ新記名者ノ住所トモ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條 乙種國債登錄簿ニ登錄シタル國債ニ付テ甲種國債登錄簿ニ移記ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載

シ且記名捺印シタル書面ニ該記名國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一 國債ノ名稱及移記スヘキ登錄金額

二 記名國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數

三 記名國債證券ノ記號及番號

四 登錄ノ記名

五 元利金ノ支拂場所



- 六 請求ノ年月日
- 七 請求者ノ住所

**第三十三條**

甲種國債登録簿ニ登録シタル國債ニ付テ乙種國債登録簿ニ移記ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱及移記スヘキ登録金額
- 二 登録國債ノ記號及番號
- 三 登録ノ記名
- 四 國債登録簿ノ移記ニ因リ交付ヲ受クヘキ記名國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 五 元利金ノ支拂場所
- 六 請求ノ年月日
- 七 請求者ノ住所

**第三十四條**

甲種國債登録簿ニ登録シタル國債ニ付テ國債登録ノ除却ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱及除却スヘキ登録金額
- 二 登録國債ノ記號及番號
- 三 登録ノ記名
- 四 國債登録ノ除却ニ因リ交付ヲ受クヘキ無記名國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數
- 五 請求ノ年月日
- 六 請求者ノ住所

**第三十五條**

乙種國債登録簿ニ登録シタル國債ニ付テ國債登録ノ除却ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ニ該記名國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱及除却スヘキ登録金額

- 二 記名國債證券ノ額面金額ノ種類及枚數

- 三 記名國債證券ノ記號及番號

- 四 登録ノ記名

- 五 請求ノ年月日

- 六 請求者ノ住所

前項ノ場合ニ於テ國債登録ノ除却ニ因リ交付ヲ受クヘキ無記名國債證券ノ額面金額ノ種類ヲ選擇セムトスル者ハ其ノ種類及枚數ヲ請求書ニ記載スヘシ

**第三十六條**

登録國債ノ利子支拂期前ニ於ケル權利ノ移轉ニ因ル登録ノ變更又ハ登録ノ除却ノ停止期間ハ別ニ之ヲ告示ス

**第三十七條**

登録國債ニ付テ質權設定又ハ轉質ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且當事者雙方ノ記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱及質權ノ目的ト爲シタル登録金額

- 二 甲種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ登録國債ノ記號及番號、乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ記名國債證券ノ額面金額ノ種類、記號及番號

- 三 登録ノ記名

- 四 債權ノ金額及辨濟期ノ定アルトキハ其ノ期日

- 五 質權ニ付利息ニ關スル定アルトキ、違約金又ハ賠償額ノ定アルトキ、債權ニ條件ヲ附シタルトキ及民法第三百四十六條但書ノ定アルトキハ其ノ事項

- 六 質權設定者カ債務者ニ非サルトキハ債務者ノ住所氏名

- 七 請求ノ年月日

- 八 請求者ノ住所

第二十五條ノ規定ハ質權ノ目的ト爲ス國債ノ登録金額ニ之ヲ準用ス



第三十八條 前條ノ規定ハ登録國債ニ關スル質權ノ登録ノ變更又ハ抹消ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス但シ抹消ノ事由ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添付スル場合又ハ質權者カ抹消ヲ請求スル場合ニ於テハ請求者一方ノ記名捺印シタル書面ヲ提出ヲ以テスルコトヲ得

第三十九條 法令ノ規定ニ依リ登録國債ヲ以テ質權ニ非サル擔保ノ目的ト爲シ之カ登録ヲ請求セムトスル者ハ其ノ法令ノ條項、擔保權者ノ住所氏名及第三十七條第一項各號ニ準シタル事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

第二十五條ノ規定ハ質權ニ非サル擔保ノ目的ト爲ス國債ノ登録金額ニ之ヲ準用ス

第四十條 前條ノ規定ハ質權ニ非サル擔保ノ登録ノ變更又ハ抹消ヲ請求スル場合ニ之ヲ準用ス但シ擔保權者カ抹消ノ請求ヲ爲ス場合ヲ除ク外變更若ハ抹消ノ事由ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出シ又ハ當事者雙方カ其ノ請求書ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第四十條ノ二 登録國債ニ付テ信託ノ登録ヲ請求セムトスル者ハ第二十七條乃至第三十一條ノ規定ニ依ルノ外當該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ信託ノ登録ヲ請求スル旨ヲ記載シ委託者及受託者記名捺印シ且左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添付スヘシ(一追加)

- 一 委託者、受託者、受益者及信託管理人ノ住所氏名、
- 二 信託ノ目的
- 三 信託財産ノ管理方法
- 四 信託終了ノ事由
- 五 其ノ他信託ノ條項

前項ノ添付書面ニハ委託者及受託者記名捺印スヘシ(一追加)

- 左ノ場合ノ信託ノ登録ノ請求ハ受託者ノ記名捺印ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得(一追加)
- 一 信託法第十四條ノ規定ニ依リテ信託財産ニ屬スル國債ノ信託ノ登録
- 二 信託法第二十七條ノ規定ニ基キ復舊スル國債ノ信託ノ登録

三 第二十八條ノ規定ニ依リ信託財産ナルコトヲ表示シタル無記名國債證券ヲ提出シ國債登録簿ニ新規ニ登録スル場合ノ信託ノ登録

第一項ノ規定ニ依リ信託ノ登録ノ請求書ニ添付シタル書面ハ之ヲ信託原簿トス(一追加)

第四十條ノ三 受託者更迭ノ場合又ハ信託法第五十條第二項ノ場合ニ於テハ第三十條又ハ第三十一條ノ規定ニ依ルノ外當該規定ニ依リ取扱店ニ提出スル書面ニ受託者變更ノ旨ヲ記載シ前受託者及新受託者記名捺印シ且其ノ變更ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ添付スヘシ但シ受託者ノ變更カ死亡、破産、禁治産、準禁治産、法人解散又ハ裁判所若ハ主務官廳ノ解任命令ニ依リ任務ノ終了シタルニ基ク場合ニ於テハ新受託者又ハ他ノ受託者ノ記名捺印ノミヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得(一追加)

第四十條ノ四 前條ノ場合ヲ除ク外第四十條ノ二第一項第一號乃至第五號ニ掲タル事項ニ付登録ノ變更ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且受託者ノ記名捺印シタル書面ニ其ノ變更ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ添付シ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ(一追加)

- 一 國債登録簿ノ種別及國債ノ名稱
- 二 甲種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ登録國債ノ記號及番號、乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ記名國債證券ノ額面ノ種類、記號及番號
- 三 登録ノ記名
- 四 登録變更ノ事項
- 五 請求ノ年月日
- 六 請求者ノ住所

第四十條ノ五 登録國債ニ付テ信託ノ登録ノ抹消ヲ請求スル手續ハ第三十條又ハ第三十一條ノ規定ニ依ル(一追加)

第四十一條 取扱店ニ於テ甲種國債登録簿ニ新規、變更、移記及質權其ノ他ノ擔保ノ登録又ハ信託ニ關スル登録ヲ爲シタルトキハ登録ノ要件ヲ記載シタル登録濟通知書ヲ請求者ニ交付ス乙種國債登録簿ニ質權其ノ他ノ擔保又ハ



託信ニ關スル登録ヲ爲シタルトキ亦同シ(一)

第四十二條 登録國債ノ元金償還又ハ買入銷却アリタルトキハ取扱店ニ於テ受取人ノ領收證書又ハ回收ノ記名國債證券ニ依リ之ニ對スル國債ノ登録ヲ除却ス

第四十三條 登録國債ノ記名者其ノ他ノ利害關係人ハ何時ト雖利害ノ關係アル部分ニ限り國債ノ登録簿ノ閲覧又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ取扱店ニ請求スルコトヲ得(一)

前項ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ且他人ノ記名ニ係ル部分ノ閲覧又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ニ付テハ其ノ利害關係ヲ證スルニ足ルヘキ書類ヲ提出スルコトヲ要ス但シ請求書ニ當該記名者ノ記名捺印アリタルトキハ證據書類ノ提出ヲ要セス

第四十四條 登録國債ノ記名者ノ親權者、後見人、保佐人、夫其ノ他記名者ノ爲ニ其ノ權利ヲ行使スル者ニ付テハ其ノ資格ヲ證明スル書類ヲ取扱店ニ提出スヘシ

前項ノ親權者其ノ他記名者ノ爲ニ其ノ權利ヲ行使スル者ニ變更アリタルトキハ後任者又ハ記名者ヨリ遲滞ナク證明書類ヲ添附シテ其旨ヲ届出ツヘシ

前項ノ規定ハ法人ノ代表者ニ變更アリタルトキニ之ヲ準用ス

第四十五條 登録國債ノ記名者及其ノ權利ヲ行使スル者ハ印鑑ヲ取扱店ニ提出シ置クコトヲ要ス改印ノトキ亦同シ取扱店ハ其ノ必要ニ因リ關係人ノ印鑑ヲ徵スルコトヲ得

第四十六條 登録國債ノ記名者其ノ住所ノ表示ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ取扱店ニ届出ツヘシ

第四章 元金償還及利子支拂

第四十七條 國債元金ノ全部償還ヲ爲ストキハ其ノ償還期日ヲ定メ之ヲ告示ス但シ償還期限滿了ノ日ニ於テ償還スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條 國債ノ元金ヲ償還スル爲抽籤ヲ執行スルトキハ其ノ償還額、償還期日、抽籤執行日及抽籤ノ方法ヲ定メ之ヲ告示ス

第四十九條 抽籤ハ日本銀行本店ニ於テ之ヲ行フ

第五十條 當該シタル國債證券ノ額面金額ノ種類、記號及番號並甲種國債登録簿ノ登録金額、記號及番號ハ日本銀行之ヲ廣告ス

第五十一條 國債利子ノ支拂期ハ特別ノ定アルモノヲ除クノ外毎年三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日ノ四回トシ各其ノ日以前三箇月間ニ屬スルモノヲ支拂フ但シ利子支拂期開始前元金償還ノ場合ニ於ケル當期分利子ハ元金ト同時ニ之ヲ支拂フ

第五十二條 起債當初ニ於ケル利子ハ起債ノトキ之ヲ定メ國債元金償還ノ場合ニ於ケル利子ハ元金償還ノ期日マテ之ヲ附ス但シ月ヲ以テ利子支拂期ヲ定メタルモノノ終期利子ハ元金償還期日ノ屬スル月マテ之ヲ附ス

第五十三條 無記名國債證券ニ對スル元金及利子ハ無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ所持人ニ其ノ證券又ハ利札ト引換ニ之ヲ支拂フ

第五十四條 登録國債ノ元金及利子ハ甲種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ領收證書ト乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ト引換ニ記名者又ハ其ノ權利ヲ行使スル者タルコトヲ表示シタル者ニ之ヲ支拂フ

前項ノ領收證書ノ所持人並記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札及豫テ届出ノ印章ニ依ル請求者ハ記名者又ハ其ノ權利ヲ行使スル者ト看做ス

第五十五條 國債證券ヲ發行シタル國債ノ元金ト同時ニ支拂フヘキ利子ハ其ノ國債證券ニ對シテ之ヲ支拂フ

第五十六條 減失又ハ紛失シタル國債證券、利札又ハ添附利札ニ對スル元金又ハ利子ハ領收證書ト引換ニ之ヲ支拂フ

第五十七條 國債證券、利札又ハ添附利札ノ所有者又ハ所持人ハ元金償還期又ハ利子支拂期ノ開始前該國債證券、利札又ハ添附利札ヲ取扱店ニ預託シ置クコトヲ得

第五十八條 登録國債ニ付テ元金支拂場所ノ變更ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

一 登録ノ種別及國債名稱

二 甲種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ登録國債ノ記號及番號 乙種國債登録簿ニ登録シタルモノニ在リテハ記名國債證券ノ額面金額



- 三 登録ノ記名
- 四 原支拂場所及新支拂場所
- 五 請求ノ年月日
- 六 請求者ノ住所

**第五十九條** 國債ノ元金又ハ利子ノ支拂ヲ受クヘキ者ハ書面ヲ以テ其ノ送付ヲ請求スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル送金ノ費用及危険ハ請求者ノ負擔トス

**第六十條** 減失又ハ紛失シタル記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ニ對スル元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ

- 一 國債ノ名稱
  - 二 記名國債證券ノ額面金額ノ種類
  - 三 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ枚數
  - 四 記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ記號及番號
  - 五 記名國債證券ノ記名
  - 六 支拂ヲ受クヘキ元金額又ハ利子金額
  - 七 元金償還期又ハ利子支拂期
  - 八 減失又ハ紛失届出ノ年月日
  - 九 請求ノ年月日
  - 十 請求者ノ住所
- 第六十一條** 減失又ハ紛失シタル無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ニ對スル元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ請求セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ取扱店ニ提出スヘシ
- 一 國債ノ名稱
  - 二 無記名國債證券ノ額面金額ノ種類

- 三 無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ枚數
  - 四 無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ記號及番號
  - 五 支拂ヲ受クヘキ元金額又ハ利子金額
  - 六 元金償還期又ハ利子支拂期
  - 七 提供スヘキ擔保ノ種類及數量又ハ保證人ノ住所氏名
  - 八 請求ノ年月日
  - 九 請求者ノ住所
- 減失又ハ紛失シタル無記名國債證券ノ附屬利札又ハ添附利札中利子支拂期ノ開始セサルモノ現存スルトキハ前項ノ規定ニ依リ元金ノ償還ヲ請求スル際之ヲ取扱店ニ提出スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ利札ノ枚數及利札面ニ記載スル利子支拂期ヲ請求書ニ附記スルコトヲ要ス
- 第六十二條** 前條ノ場合ニ於テ取扱店ノ承認ヲ得タル者ハ減失又ハ紛失シタル無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ノ所持人カ償還又ハ支拂ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ支拂ノ日以後ノ利子ヲ辨償スヘキ旨ヲ記載シ且記名捺印シタル契約證書ニ印鑑ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出シ同時ニ之ニ對スル擔保ヲ提供スヘシ
- 前項ノ擔保ノ提供ニ代ヘ保證人ヲ立ツル場合ニ於テハ前項ノ契約證書ニ保證人記名捺印ヲ爲シ且其ノ印鑑ヲ提出スルコトヲ要ス

第五章 擔保及保證

**第六十三條** 無記名ノ國債證券、利札又ハ添附利札ヲ減失又ハ紛失シタル者カ元金ノ償還又ハ利子ノ支拂ヲ受クル爲提供スヘキ擔保ハ現金又ハ國債トス

**第六十四條** 前條ノ擔保額ハ償還ヲ受クヘキ元金又ハ支拂ヲ受クヘキ利子ノ金額ニ其支拂フヘキ日ヨリ元金又ハ利子ノ消滅時効完成ノ日ニ至ルマテノ日數ニ應スル年五分ノ利子金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ最下限トス但シ第六十一條第二項ノ規定ニ依リ利札ヲ提出シタルトキハ償還ヲ受クヘキ元金中ヨリ其ノ提出利札相當ノ金額ヲ控除シ擔保額ヲ計算ス



第六十五條 現金ヲ以テ擔保ト爲ストキハ之ヲ供託シ其ノ要項ヲ記載シ且記名捺印シタル擔保提供書ニ現金受入ノ證明アル供託書ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

第六十六條 無記名國債證券ヲ以テ擔保ト爲ストキハ其ノ名稱、額面金額ノ種類、記號及番號ヲ記載シ且記名捺印シタル擔保提供書ニ該無記名國債證券ヲ添ヘ之ヲ取扱店ニ提出スヘシ

第六十七條 登錄國債ヲ以テ擔保ト爲スキトハ質權設定ノ登錄ヲ爲スニ必要ナル事項ヲ記載シ且記名捺印シタル擔保提供書ヲ取扱店ニ提出スヘシ

乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ同時ニ記名國債證券ヲモ提供スヘシ

第六十八條 前二條ノ國債證券ハ取扱店ニ於テ之ヲ保管ス

第六十九條 擔保ヲ提供シタル者カ其ノ擔保物ヲ變更セムトスルトキハ新ニ提供スヘキ擔保ノ種類、數量、年月日及住所ヲ記載シ且記名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ取扱店ニ請求シ其ノ承認ヲ受クヘシ

第七十條 前項ノ承認ヲ得タル者ハ直ニ第六十五條乃至第六十七條ノ規定ニ依リ新擔保物ノ提供ヲ爲スコトヲ要ス

第七十一條 擔保ヲ提供シタル者ハ擔保ノ原因カ一部消滅シタル場合ニ於テ其ノ限度ニ應ジ擔保ノ一部解除ヲ取扱店ニ請求スルコトヲ得

第七十二條 擔保タル國債ノ公費ハ取引所ニ於テ競争ノ方法ヲ以テ之ヲ執行セシム

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニハ公費ハ取扱店ニ於テ其ノ要項ヲ廣告シ廣告ノ日ヨリ三日ヲ經過シタル後入札ノ方法ニ依リ之ヲ執行ス

第七十三條 公費シタル國債ニ付テ擔保提供者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムルノ必要アルトキハ取扱店ニ於テ期限ヲ指定シ其ノ手續ヲ爲サシム

前項ノ期限マテニ擔保提供者カ其ノ手續ヲ爲ササルトキハ取扱店ニ於テ擔保提供者ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 公費ノ費用ハ公費代金ヲ以テ之ヲ支辨ス

公費代金ヲ以テ辨償金及公費費用ヲ支辨スルニ足ラサルトキハ取扱店ニ於テ納付ノ期限ヲ定メ之ヲ擔保提供者ニ通知ス

第七十五條 擔保ノ提供ニ代フルコトヲ得ヘキ保證人ノ債務ハ主タル債務者ト連帶トス

第七十六條 保證人カ死亡シタルトキハ債務者ニ於テ速ニ代保證人ヲ立テ取扱店ノ承認ヲ受クヘシ保證人ノ變更ヲ要スルトキ亦同シ

債務者ハ保證人ノ資産ノ減損ニ因リ取扱店ヨリ更ニ擔保ヲ提供スヘキコトヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス但シ取扱店ノ承認ヲ經テ代保證人ヲ立ツルコトヲ妨ケス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治十九年大藏省令第二十六號、明治三十八年大藏省令第九號、明治三十九年大藏省令第二十四號、明治四十二年大藏省令第四號、同年大藏省令第八號、明治四十五年大藏省令第六號及大正六年大藏省令第二十二號ハ之ヲ廢止ス

舊公債並本令施行前割引ノ方法ニ依リ發行シタル大藏省證券及臨時國庫證券ノ取扱ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

大正十年四月一日前擔保ニ提供シタル國債以外ノ有價證券ハ大正十五年三月三十一日迄本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格ノ減少又ハ公債ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (大正十一年十二月二十九日大藏省令第六十二號)

令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス (一)

(參照)

明治十九年八月三日大藏省令第二十六號ハ大藏省證券發行ノ事務日本銀行ニ受扱ハシムル件、同三十八年三月三日同九號ハ煙草專賣局及製鐵所搬運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名稱及其ノ額面種類ノ件、同三十九年五月二十九日同第二十四號ハ國債規則中國庫證券ノ汚染等ノ引換及分合ニ關スル規定ヲ大藏省證券ニ準用スル件、同四十三年二月五日同第四號ハ國債假證券規則、同三月十五日同第八號ハ寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱規定、同四十五年三月十五日同第六號ハ帝國鐵道會計法ニ依リ發行スル證券ノ名稱及額面種類ノ件、大正六年七月二十一日同第二十二號ハ臨時國庫證券法第三條ニ依リ發行スル證券ノ額面種類ノ件ナリ



三、公債金特別會計法 (大正八年三月二十五日) (法律第十五號)

改正(一) 大正九年七月二十九日法律第九號

- 第一條 各種ノ經費ノ支辨ニ充ツヘキ公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ(一)
- 第二條 公債金ヲ使用セムトスルトキハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ(一)
- 第三條 公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ
- 第四條 本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス
- 第五條 公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ
- 第六條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得
- 第七條 公債金ハ之ヲ以テ支辨スヘキ經費毎ニ區分整理シ其ノ經費ヲ要セサルニ至リタル後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ經費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ(一)
- 第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
- 第九條 本法ハ大正五年法律第四號ニ依リ發行スル公債ノ收入金ニ關シテハ之ヲ適用セス(一)

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債金特別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

附則 (大正九年七月二十九日法律第九號)

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス(一)

四、國債整理基金特別會計法 (明治三十九年三月二日) (法律第六號)

- 改正(一) 大正四年六月二十一日 (二) 大正八年三月二十五日 (三) 大正九年八月五日
- (四) 大正十三年七月二十二日 (五) 昭和二年三月二十九日 (六) 昭和十二年三月三十日
- (七) 昭和十四年四月一日 (七) 法律第五十三號

第一條 國債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

國債整理基金ハ國債ノ償還發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス

第二條 國債整理基金ニ充ツヘキ資金ハ毎年度一般會計又ハ特別會計ヨリ之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ(一)

前項繰入額ノ中國債ノ元金償還ニ充ツヘキ金額ハ前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上トシ三千萬圓ヲ下ルコトヲ得サルモノトス(一、二)

前項ノ國債總額ノ計算ニ際シ割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニ付テハ發行價格ヲ以テ額面金額ト看做ス(七追加)

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ大藏省證券、借入金、臨時國庫證券、米穀證券及蠶絲證券ハ之ヲ國債ト看做サス(一、二、四、六、七)

(參照) 震災手形善後處理法第八條、兌換銀行券整理法第四條及臨時軍事費特別會計法第三條

第三條ノ二 國債ノ元金償還ニ充ツル爲前條ノ繰入額ノ外毎年度其ノ前前年ニ於テ一般會計ノ歳計上新ニ生シタル剩餘金ノ四分ノ一ヲ下ラサル金額ヲ一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ(五追加)

前項ノ剩餘金ノ計算ニ付テハ之ヲ生シタル年度ヨリ翌年度ニ繰越シタル歳出豫算ノ財源ニ充ツヘキ額ヲ算入セサルモノトス(五追加)



第二條ノ三 國債ノ元金償還ニ充ツル爲前二條ノ繰入額ノ外割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ノ前年度首ニ於ケル未償還分ノ發行價格差減額ヲ發行ノ日ヨリ償還ノ日迄ノ年數ヲ以テ除シタル額ニ相當スル金額ヲ毎年度一般會計又ハ特別會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ(七追加)

第二條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス(七追加)

第三條 國債借換ニ依ル募集金其ノ他ノ收入金ハ直接ニ之ヲ國債整理基金特別會計ニ編入スヘシ

第四條 國債整理基金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得(五)

前項ノ運用ハ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第五條 政府ハ國債ノ整理又ハ償還ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ起債スルコトヲ得(三)

第六條 政府ハ計算上利益アリト認ムルトキハ額面以上ニテモ買入銷却ヲ爲スコトヲ得

第七條 國債整理基金ノ運用ヨリ生スル損益ハ本特別會計ノ所屬トシテ整理スルモノトス

第八條 國債整理基金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ翌年度へ繰越スヘシ

國債整理基金特別會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出額ハ遞次繰越使用スルコトヲ得

第九條 政府ハ毎年國債整理基金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附 則

第十條 本法ハ明治三十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 本法施行前一般會計ニ收入シタル借換國債ノ募集金ニシテ本法施行ノ日ニ於ケル現在額ハ之ヲ本特別會計ニ繰入ルヘシ

明治三十八年度一般會計ニ於テ前項借換國債ノ募集金ヲ以テスル國債償還ノ歳出豫算ニ於ケル

支出殘額ハ之ヲ本特別會計ニ繰越スヘシ

第十二條 債金特別會計法ハ明治三十八年度限り之ヲ廢止ス

債金特別會計ニ屬スル現金有價證券及他ノ會計ト計算ハ國債整理基金、特別會計ニ屬スルモノトス

附 則 (大正十四年六月二十一日法律第十四號)

本法ハ大正十四年度ヨリ之ヲ施行ス(一)

附 則 (大正八年三月二十五日法律第十四號)

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス(二)

附 則 (大正九年八月五日法律第三十八號)

大正五年度法律第三十四號ハ之ヲ廢止ス(三)

本法施行前國債整理基金特別會計法ニ依リ發行シタル國債ノ元金ノ消滅時効ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル(三)

附 則 (大正十三年七月二十二日法律第八號)

本法ハ大正十三年度分ヨリ之ヲ適用ス(四)

附 則 (昭和二年三月二十九日法律第四號)

本法ハ昭和二年度ヨリ之ヲ施行ス(五)

附 則 (昭和十二年三月三十日法律第十七號)

本法ハ昭和十二年度ヨリ之ヲ施行ス(六)

附 則 (昭和十四年四月一日法律第五十三號)

五、昭和七年度以降國債償還資金ノ繰入一部停止ニ關スル件

昭和七年度以降當分ノ内國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依リ繰入ルヘキ元金償還資金ハ前年度首ニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分ノ一以上トシ同法第二條ノ二ノ規定ニ依ル元金償還資金ノ繰入ハ之ヲ爲ササルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國債償還資金ノ繰入一部停止ヲ爲シタル年度ニ於テハ震災手形善後處理法第八條但書ノ規定ニ依

リ爲ササルコトヲ得

(昭和七年六月十八日) 法律第八號



リ繰入ヲ要セサル金額ハ同法ニ依リ發行シタル公債ノ前年度首ニ於ケル未償還額ノ萬分ノ百十六ニ相當スル金額ノ三分ノ一トス

附 則

本法ハ昭和七年度ヨリ之ヲ施行ス

六、國債證券買入銷却法 (明治二十九年二月二十一日) 法律第五五號

第一條 政府ハ毎年度國債費豫算定額以內ニ於テ國債證券ヲ買入レ之カ銷却ヲ爲スコトヲ得  
前項買入ノ價格ハ該證券面金額ニ超過スルコトヲ得ス

第二條 國債證券ノ買入銷却ヲ爲シカルトキハ大藏大臣ハ其ノ證券ノ種類、番號、總額及其ノ買入價格ヲ告示スヘシ

第三條 銷却ノ爲ニスル國債證券ノ買入ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

七、支那事變國庫債券及支那事變特別國庫債券ノ額面

金額種類及利子支拂期日ニ關スル件 (昭和十三年八月十八日) 大藏省令第五十號

第一條 支那事變國庫債券ノ額面金額ノ種類ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外五十圓、百圓、五百圓、千圓、五千圓、一萬圓及十萬圓ノ七種トス

第二條 支那事變國庫債券ノ利子支拂期日ハ年二回トシ發行ノ都度大藏大臣之ヲ定メ支拂期日ニ於テ其ノ日以前六箇月間ニ屬スル利子ヲ支拂フ但シ利子支拂期日到來前元金償還ノ場合ニ於ケル當期分利子ハ元金ト同時ニ之ヲ支拂フ

第三條 支那事變特別國庫債券ノ額面金額ノ種類ハ十圓ノ一種トス

第四條 支那事變特別國庫債券ノ利子支拂期日ハ年一回トシ發行ノ都度大藏大臣之ヲ定メ各支拂期日ニ於テ其ノ日以前一箇年間ニ屬スル利子ヲ支拂フ但シ利子支拂期日到來前元金償還ノ場合ニ於ケル當期分利子ハ元金ト同時ニ之ヲ支拂フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八、支那事變割引國庫債券ノ額面金額種類ノ件 (昭和十四年五月二十九日) 大藏省令第二十三號

支那事變割引國庫債券ノ額面金額ノ種類ハ大藏大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外十圓及二十圓ノ二種トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九、支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件

(昭和十四年三月二十五日) 法律第三十一號

政府ハ支那事變ニ關スル特別賜金トシテ交付スル爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

十、支那事變ニ關スル特別賜金公債發行交付規程 (昭和十四年五月十日) 大藏省令第二十號

第一條 政府ハ昭和十四年法律第三十一號ニ依リ三分半利公債ヲ發行ス

第二條 本公債ノ額面金額ハ二十五圓、五十圓、百圓、五百圓及千圓ノ五種トス



本公債ノ證券ニハ「特別賜金」ノ表示ヲ爲ス

第三條 本公債ノ元金ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ三十年内ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條 本公債ノ利率ハ年三分五厘トス

第五條 本公債ノ利子ハ特別賜金給與ノ發令ノ日ヨリ之ヲ附ス

第六條 本公債ノ利子支拂期ハ毎年六月一日及十二月一日ノ二回トス

第七條 本公債ノ交付價格ハ額面金額百圓ニ付九十六圓九十錢トス

第八條 特別賜金給與ノ發令書ヲ受ケタル者ハ發令書ト同時ニ交付ヲ受ケタル請求書用紙ニ所定ノ記入ヲ爲シ

陸軍省所屬ノ者ニ在リテハ臨時陸軍東京經理部ニ、海軍省所屬ノ者ニ在リテハ海軍省經理局ニ提出スヘシ

第九條 陸軍省又ハ海軍省前條ノ公債交付請求書ヲ受理シタルトキハ公債發行請求書(第一號書式)ヲ大藏省ニ提出スヘシ

前項ノ公債發行請求書ニハ受給者ノ氏名別内譯書(第二號書式)及取扱官吏ノ印鑑ヲ添付スヘシ

陸軍省又ハ海軍省ハ本公債ニ關スル取扱官吏ヲ定メ豫メ之ヲ大藏省ニ通知スヘシ

第十條 大藏省前條ノ規定ニ依リ公債發行ノ請求ヲ受ケタルトキハ公債交付通知書(第三號書式)ヲ請求官廳ニ交付ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ公債交付通知書ノ交付ヲ受ケタル官廳ハ該公債交付通知書ノ領收證欄ニ所定ノ記入ヲ爲シ日本銀行ニ提出シ之ヲ引換ニ公債ヲ受領スヘシ

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

支那事變ニ關スル特別賜金公債發行請求書

一三分半公債( ) 號) 額面 何 圓也

内 譯

何 圓券 何 枚

何 圓券 何 枚

但シ受給者氏名内譯別紙ノ通

公債交付指定取扱店

日本銀行本店(又ハ何支店何代理店)

右發行相成度候也

年 月 日

官 職 氏

名 印

大 藏 大 臣 宛

第二號書式

公債受給者氏名内譯

受給者 氏名	死致者トノ續柄	死致者ノ官職及氏名	特別賜金給與發令日	特別賜金給與額	公債額面額
				円	円



第三號書式(表面)

第 號	指定	日本銀行	店	受 取 人 (取扱官吏ノ官職氏名ヲ記ス)
一 三分半利公債 ( 號 ) 額面		圓也		
但シ昭和 年 月 日渡以降利札附屬及日割利札添付 右昭和十四年法律第三十一號ニ依リ發行ス前記指定ノ取扱ニテ之ヲ受取ルヘシ 昭和 年 月 日 大 藏 大 臣				
前ノ公債正ニ領收候也				
昭和 年 月 日	受 取 人			

第三號書式(裏面)

(注 意)

一、受取人ハ表面領收證ノ部ニ年月日官廳名及官職氏名ヲ記入シ捺印ノ上公債領收ノ證トシテ之ヲ指定ノ取扱店ニ差出シ公債ノ交付ヲ受クヘシ

一、受取人ノ印章ハ請求書ニ添付セシ印鑑ト同一ノモノニ限ル

十一、支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲公債發行ニ關スル件  
(昭和十五年三月二十九日)  
(法律第六十九號)  
改正(一)昭和十六年三月四日法律第三十二號

第一條 支那事變ニ關スル一時賜金トシテ交付スル爲政府ハ昭和十五年度及同十六年度分トシテ額面六億三千二百七十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行スルコトヲ得(一)

第二條 前條ノ規定ニ依リ發行スル公債ハ之ヲ登錄國債トス  
前項ノ公債ニ對シハ證券ヲ發行シ本券ヲ記名式トシ附屬利札ヲ無記名式トス

第三條 第一條ノ規定ニ依リ發行スル公債ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ於テ買入ルル場合ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(一)  
則(昭和十六年三月四日法律第三十二號)

十二、賜金國庫債券規則  
(昭和十五年十月十五日)  
(大藏省令第七十四號)

第一章 總 則

第一條 昭和十五年法律第六十九號ニ依リ發行スル公債ハ之ヲ賜金國庫債券トス

第二條 賜金國庫債券ノ額面金額ハ二十圓、二十五圓、三十圓、四十圓、五十圓、六十圓、七十圓、八十圓、九十圓、百圓、二百圓、三百圓、四百圓、五百圓及千圓ノ十五種トス

第三條 賜金國庫債券ノ元金ハ昭和三十五年四月一日迄ニ額面金額ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條 賜金國庫債券ノ利率ハ年三分六厘五毛トス



第五條 賜金國庫債券ノ利子ハ賜金給與ノ發令ノ日ヨリ之ヲ附ス但シ昭和十五年四月二十八日以前賜金給與ノ發令ノモノニ在リテハ昭和十五年四月二十九日ヨリ之ヲ附ス

第六條 賜金國庫債券ノ利子支拂期日ハ毎年四月一日トス

第七條 賜金國庫債券ノ交付價格ハ額面金額百圓ニ付百圓トス

第八條 賜金國庫債券ニ付テハ國債登錄ノ除却、甲種國債登錄簿若ハ乙種國債登錄簿ニ移記又ハ額面金額ノ分割若ハ併合ヲ請求スルコトヲ得ス

第二章 賜金國庫一券ノ發行及交付

第九條 陸軍省又ハ海軍省賜金給與ノ發令アリタルトキハ賜金國庫一券發行請求書ヲ大藏省ニ提出スヘシ  
前項ノ發行請求書ニハ賜金受給者ノ官職氏名及賜金給與額ヲ記載シタル内譯書ヲ添付スヘシ  
陸軍省又ハ海軍省ハ賜金國庫債券ニ關スル取扱官吏ヲ定メ豫メ其ノ官職氏名ヲ大藏省ニ通知スヘシ  
前項ノ通知ニハ取扱官吏ノ印鑑ヲ添付スヘシ

第十條 大藏省前條ノ規定ニ依リ賜金國庫債券發行ノ請求ヲ受ケタルトキハ賜金國庫債券交付通知書ヲ請求官應ニ交付ス

第十一條 前條ノ規定ニ依リ賜金國庫債券交付通知書ノ交付ヲ受ケタル官廳ハ該交付通知書ノ領收證明ニ所定ノ記入ヲ爲シ日本銀行ニ提出シ之ヲ引換ニ證券ヲ受領スヘシ

第十二條 前條ノ規定ニ依リ證券ヲ受領シタル官廳賜金受給者ニ該證券ヲ交付スルトキハ第一號書式ノ賜金國庫債券領收證書及元金支拂場所指定票ヲ徴スヘシ  
前項ノ元金支拂場所指定票ニハ元金ノ支拂ヲ受クヘキ日本銀行本店、支店、代理店又ハ郵便局所名其ノ他所定ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第十三條 前條ノ規定ニ依リ取扱官廳賜金受給者ヨリ賜金國庫債券領收證書及元金支拂場所指定票ヲ徴シタルトキハ之ヲ大藏省ニ送付スヘシ  
大藏省前項ノ賜金國庫債券領收證書及元金支拂場所指定票ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ日本銀行ニ送付ス

第三章 賜金國庫債券ノ登錄

第十四條 賜金國庫債券ハ之ヲ賜金國庫債券登錄簿ニ登錄ス  
本國債登錄簿ハ之ヲ日本銀行本店ニ置ク

第十五條 本國債登錄簿ノ様式ハ第二號書式ニ依ル

第十三條第二項ノ規定ニ依リ日本銀行ノ受入レタル賜金國庫債券領收證書ハ之ヲ本國債登錄簿ノ一部ト看做ス

第十六條 明治三十九年法律第三十四號第五條第二項ノ規定ニ依リ代本券ヲ交付スルトキハ代本券及本國債登錄簿ニ其ノ旨ヲ附記ス

第四章 賜金國庫債券ノ買上

第十七條 賜金國庫債券ノ記名者又ハ其ノ相續人左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ日本銀行本店、支店、代理店又ハ遞信大臣若ハ所管長官ノ定ムル郵便局所ニ證券ヲ提出シ賜金國庫債券ノ買上ヲ請求スルコトヲ得

一 不具發疾、疾病、傷痍其ノ他精神若ハ身體ノ障碍、老衰若ハ幼少又ハ出產ノ爲勞務ヲ行フニ故障アル者ニシテ生活困難ナルトキ

二 家族ノ扶養、教育、出產又ハ療養ノ爲資金ヲ必要トスル者ニシテ生活困難ナル爲賜金國庫債券ヲ賣却スルニ非サレハ他ニ適當ナル方法ナキ

三 生業、負債整理又ハ災害復舊ノ爲資金ヲ必要トシ賜金國庫債券ヲ賣却スルニ非サレハ他ニ適當ナル方法ナキトキ

四 其ノ他前各號ニ準スル已ムヲ得サル事情アルトキ

前項ノ規定ニ依リ買上ノ請求ヲ爲サントスルトキハ現役軍人、軍屬又ハ諸官廳ニ在ル者ナルトキハ所屬部隊長又ハ所屬長ノ、其ノ他ノ者ナルトキハ居住地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ第三號書式ニ依リ證明書ヲ買上請求書ニ添付スルコトヲ要ス

第十八條 外國ニ居住スル者前條第二項ノ規定ニ依リ難キトキハ在外公館ノ長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ヲ買上請求書ニ添付シ日本銀行本店ニ買上ヲ請求スルコトヲ得











三 産業組合、商業組合、工業組合其ノ他同業者ノ組織スル團體ノ構成員  
四 前各號ニ掲クル者ノ外命令ヲ以テ定ムル者

第二條 國民貯蓄組合ノ幹旋ヲ爲ス貯蓄ハ左ノ方法ニ依ルヘシ

一 郵便貯金又ハ郵便年金ノ掛金若ハ簡易生命保険ノ保険料ノ拂込

二 銀行ヘノ預ケ金又ハ定期積金

三 信託會社ヘノ金錢信託

四 産業組合其ノ他命令ヲ以テ定ムル産業團體ヘノ貯金

五 無盡會社ヘノ無盡ノ掛金ノ拂込

六 生命保険ノ保険料ノ拂込

七 國債、貯蓄債券又ハ報國債券ノ買入

八 其ノ他主務大臣ノ指定スルモノ

前項ノ貯蓄ノ幹旋ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 國民貯蓄組合ヲ組織シタルトキハ組合ノ代表者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合規約ヲ主務大臣ニ届出ツ

ヘシ組合規約ヲ變更シタルトキ亦同シ

第四條 國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル銀行預金又ハ合同運用信託ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本カ三千圓ヲ

超エサルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分額所得稅ヲ免除

ス國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署ニ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ爲シタル國債ニシ

テ額面金額三千圓ヲ超エサルモノノ利子ニ付亦同シ

國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル銀行貯蓄預金、産業組合貯金其ノ他ノ預金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本カ五千

圓ヲ超エサルトキハ其ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分額所得稅ヲ免除ス

前二項ノ場合ニ於テ預金又ハ合同運用信託カ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ爲サルトキハ元本ハ組合員毎ニ其ノ預

金又ハ合同運用信託ニ付之ヲ計算ス

前項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ於テ國債ノ保管ノ委託又ハ登録カ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ爲サル場合ノ額面金

額ノ計算ニ之ヲ準用ス

前四項ノ元本及額面金額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第五條 政府ハ豫算ノ範圍内ニ於テ國民貯蓄組合ニ補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條各號ノ一ニ掲クル者ニ對シ國民貯蓄組

合ヲ組織スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第七條 主務大臣ハ國民貯蓄組合ノ代表者ニ對シ貯蓄ニ關シ報告ヲ爲サシメ、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ

爲シ又ハ組合ノ代表者ノ或任其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

地方長官ハ前項ノ規定ニ依リ委任ヲ受ケタル職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ市町村（市制第六條及第八十二條第三項

ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノ）ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

第九條 貯蓄銀行ニ非サル銀行ハ貯蓄銀行法第一條ノ規定ニ拘ハラス命令ノ定ムル所ニ依リ國民貯蓄組合ノ幹

旋ニ依ル場合ニ限リ同法第一條第一號又ハ第三號ニ掲クル業務ヲ營ムコトヲ得

第四條第二項及第三項並ニ所得稅法第十一條、第二十一條、及第二十九條中銀行貯蓄預金ニ關スル規定ハ前項ノ

規定ニ依リ受入レタル預金ニハ之ヲ適用セス

第十條 貯蓄銀行ニ非サル銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ノ三分ノ一以

上ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スヘシ

前條第二項ノ預金ヲ爲シタル者ハ其ノ預金ニ關シテハ前項ノ規定ニ依リテ供託シタル國債ニ付他ノ債權者ニ先チ

辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ規定ニ依リ優先辨濟ヲ受クル範圍ハ預金額ヲ限度トス

第十一條 國民貯蓄組合ノ代表者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ



三百圓以下ノ過料ニ處ス

第十二條 本法ニ規定スルモノノ外國民貯蓄組合ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル團體ニシテ第一條各號ノ一ニ掲クル者ヲ以テ組織シ戰時(戰爭ニ準スヘキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ於ケル國民貯蓄ノ増強ニ資スル爲メ第二條ニ掲クル貯蓄ノ斡旋ヲ爲スモノハ之ヲ本法ノ國民貯蓄組合ト看做ス前項ノ國民貯蓄組合ノ代表者ハ本法施行後三月以内ニ第三條第一項ノ規定ニ準シ組合規約ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條第九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

九ノ二 國民貯蓄組合ノ代表者カ組合ノ業務ニ關シ發スル金錢ノ寄託若ハ信託行爲ニ關スル證書若ハ通帳又ハ委任狀

〔參照〕

明治三十二年三月十日公布法律第五十四號印紙稅法抄錄

第五條左ニ掲クル證書帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

九 産業組合又ハ産業組合會ノ發スル貯蓄證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ

十四、國民貯蓄組合法施行期日ノ件 (昭和十六年六月十八日) 勅令第七百十號

國民貯蓄組合法ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

十五、國民貯蓄組合法第八條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルノ件 (昭和十六年六月十八日) 勅令第七百一十一號

國民貯蓄組合法第七條ニ規定スル事項ハ同法第八條第一項ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ主タル事務所所在地ヲ管轄スル地方長官ヲシテ之ヲ行ハシム但シ陸海軍ノ官衙(學校ヲ含ム)又ハ工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ管理スル工場事業場ニ於ケル國民貯蓄組合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス前項ニ掲クル事項ハ事宜ニ依リ大藏大臣ニ於テ之ヲ行フ

附 則

本令ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年三月十三日公布法律第六十四號國民貯蓄組合法抄錄

第七條 主務大臣ハ國民貯蓄組合ノ代表者ニ對シ貯蓄ニ關シ報告ヲ爲サシメ、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ檢査ヲ爲シ又ハ組合ノ代表者ノ改任其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第八條第一項 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

十六、國民貯蓄組合法施行規則 (昭和十六年六月十九日) 大藏省令第三十三號

第一條 國民貯蓄組合法(以下法ト稱ス)第一條第一號ノ區域ハ一箇又ハ數箇ノ町内會、部落會、隣保班又ハ之ニ準スヘキモノノ地域トス

第二條 法第一條第四號ニ規定スル者ハ左ニ掲クルモノトス

- 一 在郷軍人會、青年團、少年團、婦人團體其ノ他之ニ準スル團體ノ團員又ハ會員
- 二 學生、生徒又ハ兒童
- 三 宗教團體ノ壇徒、教徒又ハ信徒
- 四 其ノ他大藏大臣ノ指定スル者

第三條 法第二條第一項第四號ノ産業團體ハ商業組合、工業組合、貿易組合、漁業協同組合及自動車運送事業



組合トス

第四條 法第二條第一項第八號ノ規定ニ依ル貯蓄ノ方法トシテ事務所、營業所、工場、事業場又ハ之ニ準スヘキモノニ勤務スル者ノ勤務先ヘノ預ケ金ヲ指定ス

事務所、營業所、工場、事業場又ハ之ニ準スヘキモノニ於ケル國民貯蓄組合カ前項ノ預ケ金ノ斡旋ヲ爲サントスルトキハ組合長地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ

前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ當該勤務先ノ名稱、事業主、事業ノ種目及勤務者數並ニ當該組合ノ組合員數、貯蓄金額等ヲ記載シタル申請書ニ當該勤務先カ會社ノ場合ニ在リテハ最終ノ貸借對照表及損益計算書ヲ添付シテ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル貯蓄ハ組合長各組合員ノ名義ヲ以テ之ヲ爲サシムヘシ

前項ノ貯蓄ニ關スル通帳又ハ證書ハ各組合員ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ但シ法令又ハ組合契約ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一項ノ斡旋ニ依リ買入レタル有價證券ハ郵便官署若ハ日本勸業銀行ニ保管ヲ任託シ又ハ登錄ヲ爲シタル場合ヲ除クノ外各組合員ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ但シ法令ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 組合長地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラス組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ貯蓄ヲ爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ受ケントスルトキハ當該名義人ノ住所、職業及氏名並ニ組合員數、貯蓄金額、貯蓄ノ方法等ヲ記載シタル申請書ニ組合規約ヲ添付シ地方長官ニ提出スヘシ

第一項ノ名義人ヲ變更セントスルトキハ組合地方長官ノ認可ヲ受ケヘシ但シ組合規約ニ於テ特定ノ資格ヲ有スル者ヲ組合ノ代表者ト定メ之ヲ名義人ト爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

國民貯蓄組合ハ第一項ノ貯蓄ニ付別ニ帳簿ヲ備ヘ各組合員毎ノ計算ヲ明ニスヘシ  
第七條 組合ノ斡旋ニ依ル貯蓄ニ關スル通帳又ハ證書ノ名義ニハ國民貯蓄組合ノ組合員又ハ代表者タルコトヲ表示スヘシ

第八條 法第三條第一項ノ規定ニ依ル組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 名稱及事務所ノ所在地

二 組合員タル資格ニ關スル規定

三 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

四 組合長其ノ他組合ノ代表者ノ選任及解任ニ關スル規定

五 貯蓄ノ方法及業務ノ執行ニ關スル規定

六 貯蓄計畫ニ關スル規定

第九條 國民貯蓄組合ハ其ノ名稱中ニ國民貯蓄組合ナル文字ヲ用フヘシ

第十條 國民貯蓄組合ニハ之ヲ管理シ代表スル組合長ヲ置クコトヲ要ス

國民貯蓄組合ハ組合長選任ノ日ヨリ二週間以内ニ之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ組合長ノ解任ニ付亦同シ

第十一條 國民貯蓄組合ハ組合員ノ貯蓄ノ斡旋及之ニ附隨スル業務以外ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス

第十二條 組合規約ハ國民貯蓄組合ノ組合員總數四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ之ヲ變更スルコトヲ得

第十三條 國民貯蓄組合ヲ組織シタルトキハ組合長組合規約成立ノ日ヨリ二週間以内ニ組合規約ニ設立ノ年月日

組合員數、組合員ニシテ世帯主タルモノノ數、組合ノ斡旋ヲ爲ス貯蓄ノ見込金額等ヲ記載シタル書類ヲ添付シ地方長官ニ提出スヘシ

國民貯蓄組合規約ヲ變更シタルトキハ組合長組合規約變更ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ内容ヲ記載シタル届出

書ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第十四條 國民貯蓄組合ハ其ノ斡旋ヲ爲サントスル貯蓄ニ付毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一箇年間

ノ貯蓄増加目標額ヲ定メ其ノ達成ニ必要ナル貯蓄計畫ヲ樹立スヘシ

第十五條 國民貯蓄組合ノ組合長ハ組合員名簿及其ノ斡旋ニ依ル各組合員毎ノ貯蓄現在高ヲ記載シタル組合貯蓄

臺帳ヲ作成シ之ヲ事務所ニ備付クヘシ

41



前項ノ組合貯蓄臺帳ニハ各組合員ノ貯蓄スル金、錢若ハ買入ルル有價證券カ組合ヲ通シテ授受セラルル場合又ハ貯蓄ニ關スル契約カ組合ヲ通シテ成立シ且貯蓄ノ拂戻若ハ有價證券ノ賣却ニ付組合長ノ同意ヲ要スル場合ノ貯蓄ニ限リ之ヲ記載スルモノトス

第十六條 國民貯蓄組合ノ組合長ハ六月、九月、十二月及翌年三月ノ各月末現在ニ依リ組合員數及貯蓄金額等ヲ記載シタル國民貯蓄組合現況報告書ヲ各翌月十五日迄ニ地方長官ニ提出スヘシ

第十七條 國民貯蓄組合ヲ解散シタルトキハ組合長解散ノ日ヨリ二週間以内ニ解散ノ年月日、解散ノ事由及各組合員ノ貯蓄ノ處理方法等ヲ記載シタル解散届ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第十八條 法第四條ノ規定ニ依リ利子又ハ利益ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受クル預金若ハ國債又ハ合同運用信託ハ第十九條、第二十條又ハ第二十二條ニ規定スルモノニシテ左ノ要件ヲ備フルモノナルコトヲ要ス

一 組合員數當時二十人以上（法第一條第一號ニ掲クル者ヲ以テ組織スル組合ニ在リテハ世帯主タル組合員數當時五人以上、同條第二號ノ官公署、學校、事務所、營業所、工場、事業場又ハ之ニ準スヘキモノニシテ勤務者數當時二十人以下ナルモノニ於ケル組合ニ在リテハ組合員數當時十人以上トス）ヲ有スル國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ルモノナルコト

二 第十五條ノ組合貯蓄臺帳ニ記載セラルヘキモノナルコト

前項第一號ノ組合ハ毎年一回同號ニ該當スルモノナルコトヲ證スル市町村長（市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノ以下同シ）ノ證明書ニ組合規約及組合員名簿ヲ添附シ預金若ハ國債又ハ合同運用信託ノ利子又ハ利益ノ支拂者ニ提出スルコトヲ要ス但陸海軍ノ官衙（學校ヲ含ム以下同シ）又ハ工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ管理スル工場事業場ニ於ケル組合ニ在リテハ當該官衙ノ長其ノ他陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ指定スル者又ハ當該工場事業場ヲ管理スル官衙ノ長若ハ其ノ代理官ノ證明書ニ組合規約ヲ添附スルヲ以テ足ルモノトス

第十九條 法第四條第一項ノ規定ニ依リ利子又ハ利益ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受ク

ヘキ銀行預金又ハ合同運用信託ハ左ニ掲クルモノナルコトヲ要ス

一 契約期間二年以上ノ定期預金（契約ノ更新ニ依リ二年以上ノ期間繼續スヘキコトヲ約シタル定期預金ヲ含ム以下同シ）

二 拂戻ニ付期限ヲ定ムル預金契約ノ期間二年以上ニシテ最終ノ預ケ入ノ時ヨリ拂戻ノ期限ニ至ル期間一年以上ナルコトヲ約シタル法第九條ノ規定ニ依ル据置貯金

三 信託期間三年以上ノ合同運用信託

第二十條 法第四條第一項ノ規定ニ依リ利子ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受クヘキ國債ハ左ニ掲クルモノナルコトヲ要ス

一 國民貯蓄組合ヲ通シテ郵便官署ニ保管ヲ委託シタル三分半利付國債ニシテ二年以上ノ期間證券ノ交付又ハ賣却ノ請求ヲ爲ササルコトヲ約シタルモノ

二 國民貯蓄組合ヲ通シテ登錄ヲ爲シタル三分半利付國債ニシテ二年以上ノ期間除却ノ請求又ハ讓渡ヲ爲ササルコトヲ約シタルモノ

第二十一條 法第四條第二項ノ其ノ他ノ預金ハ商業組合、工業組合、貿易組合、漁業協同組合又ハ自動車運送事業組合ニ對スル貯金トス

第二十二條 法第四條第二項ノ規定ニ依リ利子ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受クヘキ銀行貯蓄預金、產業組合貯金又ハ前條ノ貯金ハ左ニ掲クルモノナルコトヲ要ス

一 契約期間二年以上ノ定期預金

二 拂戻ニ付期限ヲ定ムル預金契約ノ期間二年以上ニシテ最終ノ預ケ入ノ時ヨリ拂戻ノ期限ニ至ル期間一年以上ナルコトヲ約シタル据置貯金

第二十三條 法第四條第一項及第二項ノ元本額バ支拂ヲ受クヘキ預金ノ利子金額又ハ合同運用信託ノ利益金額ヲ年額ニ換算シタルモノヲ當該預金又ハ合同運用信託ノ年利率又ハ年利率ニ相當スル利率若ハ收益交付率ヲ以テ除シ之ヲ計算ス



第二十四條

同一人カ同一ノ支拂者ニ對シ二口以上ノ第十九條各號ノ銀行領金又ハ合同運用信託ヲ有スルトキハ法第四條第一項ノ元本額ハ此等ノ預金又ハ合同運用信託ヲ合算シタルモノニ依リ之ヲ計算ス同一人カ同一ノ支拂者ニ對シ二口以上ノ第二十二條各號ノ預金ヲ有スル場合ニ於ケル法第四條第二項ノ元本額ノ計算ニ付亦同シ

第二十五條

前條ノ規定ハ同一人カ同一ノ郵便貯金通帳ヲ以テ保管ノ委託ヲ爲シタル二以上ノ第二十條第一號ノ國債ヲ有スル場合ニ於ケル法第四條第一項ノ額面金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス二以上ノ第二十條第二號ノ國債ヲ有スル場合ニ付亦同シ

第二十六條

同一人カ同一ノ支拂者ニ對シ第十九條第一號ノ銀行預金ト第二十二條第二號ノ銀行貯蓄預金トヲ有スルトキハ法第四條第一項ノ元本額ハ此等ノ預金ヲ合算シタルモノニ依リ之ヲ計算ス但シ其ノ金額カ五十圓以下ナルトキハ第十九條第一號ノ銀行預金ノ元本額ノミニ依リ之ヲ計算ス

第二十七條

法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受ケントスル者ハ當該預金又ハ信託ノ契約ニ際シ當該預金又ハ合同運用信託カ組合貯蓄臺帳ニ記載セラルヘキモノナルコトヲ證スル組合長ノ證明書ヲ支拂者ニ提出スヘシ

第二十八條

國民貯蓄組合ノ代表者ノ名義ヲ以テ預金又ハ合同運用信託ヲ爲サントスル場合ニ於テ法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付申種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受ケントスルトキハ當該預金又ハ信託ノ契約ニ際シ各組合員別ノ明細書ヲ支拂者ニ提出スヘシ

第二十九條

第十八條第一項及第十九條第三號ノ規定ニ該當スル合同運用信託ヲ爲シタル者前二條ニ規定スル證明書及明細書ヲ支拂者ニ提出シタルトキハ提出ノ日以後ニ於テ支拂期ノ到來スル利益ニ付法第四條第一項ノ規定ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ免除ス但シ提出ノ日ヨリ信託終了期日ニ至ル期間三年以上ナル場合ニ限ル

第三十條

法第四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ預金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ニ付甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ヲ受ケタル者其ノ契約期間(第十九條第一號ノ繼續期間ヲ含ム)又ハ信託期間ノ滿了前ニ於テ全部又ハ一部ノ元本ノ拂戻ヲ受ケルトキハ當該元本ヨリ生シタル利子又ハ利益ニ付免除ヲ受ケタル分類所得稅額ニ相當スル金額ヲ其ノ拂戻ノ際支拂者ニ於テ徵收スヘシ

第三十一條

國民貯蓄組合法第五條ノ規定ニ依リ補助金又ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ノ免除ハ之ヲ爲サス

第三十二條

大藏大臣法第六條ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ組織ヲ命スル場合ニ於テハ組合ヲ組織スヘキ者ノ範圍及組織スヘキ期限ヲ指定シタル命令書ヲ組合員タルヘキ者ニ送付ス

第三十三條

法第七條ノ規定ニ依リ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ檢査ヲ爲ス當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス別記様式ニ依ル證票ヲ携帯スヘシ

第三十四條

國民貯蓄組合ノ斡旋ニ依ル合同運用信託ニ限リ信託業法施行細則第八條ノ規定ニ依ル制限ハ之ヲ三百



圓未滿トス

第三十五條 貯蓄銀行ニ非サル銀行法第九條ノ規定ニ依リ貯蓄銀行法第一條第一號又ハ第三號ニ掲クル業務ヲ營マントスルトキハ業務ノ種類及方法ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

貯蓄銀行法施行細則第二條及第三條ノ規定ハ前項ノ届出書ニ付之ヲ準用ス

第三十六條 貯蓄銀行ニ非サル銀行前條ノ業務ノ種類又ハ方法ヲ變更セントスルトキハ其ノ内容及事由ヲ記載シタル届出書ヲ大藏大臣ニ提出スヘシ

第三十七條 貯蓄銀行ニ非サル銀行法第九條ノ規定ニ依リ預金ヲ受入レタルトキハ別ニ帳簿ヲ備ヘ其ノ元利ノ受拂ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

第三十八條 貯蓄銀行法第九條第三項及貯蓄銀行法施行細則第五條乃至第八條ノ規定ハ法第十條第一項ノ規定ニ依ル國債ノ供託ニ付之ヲ準用ス

第三十九條 銀行法施行細則第二十九條ノ規定ハ第三十五條、第三十六條並ニ前條ノ規定ニ於テ準用スル貯蓄銀行法施行細則第七條及第八條ノ規定ニ依リ貯蓄銀行ニ非サル銀行ノ大藏大臣ニ提出スヘキ書類ニ付之ヲ準用ス

第四十條 國民貯蓄組合ノ提出スヘキ書類ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ二通作成シ當該組合ノ主タリ事務所所在地ヲ管轄スル市町村長ヲ經テ地方長官ニ提出スヘシ

一 陸海軍ノ官衙ニ於ケル組合ニ在リテハ之ヲ二通作成シ大藏大臣ニ提出スヘシ

二 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場事業場ニ於ケル組合ニ在リテハ之ヲ二通作成シ大藏大臣ニ提出スヘシ但シ第十三條、第十六條、及第十七條ノ規定ニ依リ提出スヘキ書類ニ付テハ之ヲ三通トス

三 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル組合ニ在リテハ前號但書ノ書類ハ之ヲ三通(東京府ニ在リテハ四通)作成シ地方長官ニ提出スヘシ但シ勤務者數常時千人以上ノ工場ニ於ケル組合ニ在リテハ夫々一通ヲ加フルモノトス

四 資本金千萬圓以上ノ會社ノ事務所營業所ニシテ其ノ役員及職員ノ數常時百人以上ノモノニ於ケル組合ニ在リテハ第三號佐書ノ書類ハ之ヲ三通作成シ地方長官ニ提出スヘシ

第四十一條 第十條第二項及第十二條ノ規定ハ陸海軍ノ官衙ニ於ケル國民貯蓄組合ニ之ヲ適用セス

本令ニ地方長官トアルハ陸海軍ノ官衙又ハ工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ管理スル工場事業場ニ於ケル國民貯蓄組合ニ在リテハ之ヲ大藏大臣トス

附 則

第四十二條 本令ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條乃至第三十條及第四十五條ノ規定ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四十三條 第四條第二項及第三項、第五條並ニ第六條ノ規定ハ本令施行ノ日ヨリ三月ヲ限リ法附則第二項ノ規定ニ於テ看做シタル國民貯蓄組合ニ之ヲ適用セス

第四十四條 前條ノ國民貯蓄組合ノ組合長ハ本令施行後三月以内ニ組合規約ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第四十五條 第二十九條ノ規定ハ本令施行前ニ於テ第四十三條ノ國民貯蓄組合ヲ通シテ第十八條第一項及第十九條第三號ニ掲クル合同運用信託ヲ爲シタル者第二十七條及第二十八條ニ規定スル證明書及明細書ヲ支拂者ニ提出シタル場合ニ付之ヲ準用ス本令施行前ニ於テ三分半利付國債ノ保管ヲ郵便官署ニ委託シ又ハ登錄ヲ爲シタル者カ第四十三條ノ國民貯蓄組合ヲ通シテ當該國債ニ付二年以上ノ期間其ノ交付、賣却若ハ除却ノ請求又ハ讓渡ヲ爲ササルコトヲ約シ第二十七條及第二十八條ニ規定スル證明書及明細書ヲ支拂者ニ提出シタル場合亦同シ



表	官 氏 名
國民貯蓄組合法第七條ノ規定ニ基テ 檢 査 章	國民貯蓄 獎勵局 （又ハ道府縣） 印
面	裏
第 號	昭和 年 月 日交付

十七、國民貯蓄組合取扱規程

昭和十六年六月十九日  
大藏省訓令第十一號  
昭和十六年六月二十日ヨリ施行

- 第一條 國民貯蓄組合法ノ施行ニ關スル事務ハ本規程ニ依リ地方長官之ヲ取扱フヘシ
- 第二條 地方長官國民貯蓄組合法施行規則（以下規則ト稱ス）第二條第四號ノ指定ヲ必要ト認ムルトキハ左ノ事ニ依リ具シ之ヲ稟請スヘシ
- 一 指定スヘキ者
  - 二 指定ヲ必要トスル事由
  - 三 指定スヘキ者ヲ以テ組織セラルル組合ノ見込數、組合員見込數及貯蓄見込高
  - 四 其ノ他參考トナルヘキ事項
- 第三條 地方長官規則第四條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル場合ニ於テ當該國民貯蓄組合カ左ノ各號ノ一

- ニ該當スルトキハ認可申請書ノ寫ト共ニ當該勤務先ニ於ケル預ケ金ノ管理方法、預ケ金ノ利率、利子ノ支拂方法拂戻ノ方法其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ具シ之ヲ報告スヘシ
- 第一條 組合員數當時五百人以上ノ組合
- 第二條 一ケ年間ニ於ケル貯蓄ノ増加見込高五萬圓以上ノ組合
- 第四條 地方長官規則第六條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ當該國民貯蓄組合ノ名稱並ニ組合員ノ資格、員數、貯蓄金額、貯蓄ノ方法等ヲ具シ之ヲ報告スヘシ
- 第五條 地方長官國民貯蓄組合法（以下法ト稱ス）第六條ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ組織ヲ命スルコトヲ依リ命令ヲ必要トスル事由
- 一 命令ヲ必要トスル事由
- 二 組合ヲ組織スヘキ者ノ範圍及組織スヘキ期限
- 法第六條ノ規定ニ基テ命令ニ依リ國民貯蓄組合ノ組織セラレタルトキハ遲滞ナク組合員名簿及組合規約ヲ具シ之ヲ報告スヘシ
- 第六條 地方長官ハ別記第一號様式ニ依ル國民貯蓄組合現勢報告書及國民貯蓄組合貯蓄管理狀況報告書ヲ以テ六月、九月、十二月及翌年三月ノ各月末ニ於ケル國民貯蓄組合ノ狀況ヲ各翌月末迄ニ報告スヘシ
- 第七條 左ニ掲クル國民貯蓄組合規則第十三條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依ル書類ヲ提出シタルトキハ地方長官ハ其ノ一通ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 一 資本金千萬圓以上ノ會社ノ事務所營業所ニシテ其ノ役員及職員ノ數當時百人以上ノモノニ於ケル組合
- 二 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ勤務者數當時千人以上ノモノニ於ケル組合
- 第八條 地方長官法第七條ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ代表者ノ改任ヲ命シタルトキハ之ヲ報告スヘシ
- 規則第六條ノ規定ニ依リ代表者ノ名義ヲ以テ貯蓄ヲ爲ス組合ニ在リテハ前項ノ報告書ニ組合ノ輪旋ニ依リ貯蓄ノ現在高及其ノ管理狀況ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ
- 第九條 地方長官ハ別記第二號様式ニ依リ法第七條ノ規定ニ依ル國民貯蓄組合ノ檢査事項ヲ習月十日迄ニ報告スヘシ
- 第十條 地方長官ハ別記第三號様式ニ準シ國民貯蓄組合ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名、組合員數、貯蓄金額等ヲ記載シタル國民貯蓄組合臺帳ヲ備付クヘシ
- 前項ノ國民貯蓄組合臺帳ニ關スル事務ハ當該組合ノ主タル事務所所在地ヲ管轄スル市町村長ヲシテ之ヲ取扱ハシムルモノトス



















1482	1731	53437	56068	58007	60046	62370	64362	66975	71731	73892	75656	77818	79550	81568	83674	85677	87666	89640	91600	93549	95480	97400	99319	101227	103124	105011	106888	108755	110612	112459	114296	116123	117940	119757	121564	123361	125148	126925	128692	130449	132196	133933	135660	137377	139084	140781	142468	144145	145812	147469	149116	150753	152380	154007	155624	157231	158828	160415	161992	163559	165116	166663	168190	169707	171214	172711	174198	175675	177142	178599	180046	181483	182910	184327	185734	187131	188518	189895	191262	192619	193976	195323	196660	198007	199344	200671	202008	203335	204652	205969	207276	208573	209860	211137	212404	213661	214908	216145	217372	218589	219796	220993	222180	223357	224524	225681	226828	227965	229092	230209	231316	232413	233490	234557	235614	236661	237698	238725	239742	240749	241746	242733	243710	244677	245634	246581	247518	248445	249362	250269	251166	252053	252930	253797	254654	255491	256318	257135	257942	258739	259526	260303	261070	261827	262574	263311	264038	264755	265462	266159	266846	267523	268190	268847	269494	270131	270758	271375	271982	272579	273166	273743	274310	274867	275414	275951	276478	277005	277522	278029	278526	279013	279490	280007	280504	281001	281508	282005	282502	283009	283506	284003	284500	285007	285504	286001	286508	287005	287502	288009	288506	289003	289500	290007	290504	291001	291508	292005	292502	293009	293506	294003	294500	295007	295504	296001	296508	297005	297502	298009	298506	299003	299500	300007	300504	301001	301508	302005	302502	303009	303506	304003	304500	305007	305504	306001	306508	307005	307502	308009	308506	309003	309500	310007	310504	311001	311508	312005	312502	313009	313506	314003	314500	315007	315504	316001	316508	317005	317502	318009	318506	319003	319500	320007	320504	321001	321508	322005	322502	323009	323506	324003	324500	325007	325504	326001	326508	327005	327502	328009	328506	329003	329500	330007	330504	331001	331508	332005	332502	333009	333506	334003	334500	335007	335504	336001	336508	337005	337502	338009	338506	339003	339500	340007	340504	341001	341508	342005	342502	343009	343506	344003	344500	345007	345504	346001	346508	347005	347502	348009	348506	349003	349500	350007	350504	351001	351508	352005	352502	353009	353506	354003	354500	355007	355504	356001	356508	357005	357502	358009	358506	359003	359500	360007	360504	361001	361508	362005	362502	363009	363506	364003	364500	365007	365504	366001	366508	367005	367502	368009	368506	369003	369500	370007	370504	371001	371508	372005	372502	373009	373506	374003	374500	375007	375504	376001	376508	377005	377502	378009	378506	379003	379500	380007	380504	381001	381508	382005	382502	383009	383506	384003	384500	385007	385504	386001	386508	387005	387502	388009	388506	389003	389500	390007	390504	391001	391508	392005	392502	393009	393506	394003	394500	395007	395504	396001	396508	397005	397502	398009	398506	399003	399500	400007	400504	401001	401508	402005	402502	403009	403506	404003	404500	405007	405504	406001	406508	407005	407502	408009	408506	409003	409500	410007	410504	411001	411508	412005	412502	413009	413506	414003	414500	415007	415504	416001	416508	417005	417502	418009	418506	419003	419500	420007	420504	421001	421508	422005	422502	423009	423506	424003	424500	425007	425504	426001	426508	427005	427502	428009	428506	429003	429500	430007	430504	431001	431508	432005	432502	433009	433506	434003	434500	435007	435504	436001	436508	437005	437502	438009	438506	439003	439500	440007	440504	441001	441508	442005	442502	443009	443506	444003	444500	445007	445504	446001	446508	447005	447502	448009	448506	449003	449500	450007	450504	451001	451508	452005	452502	453009	453506	454003	454500	455007	455504	456001	456508	457005	457502	458009	458506	459003	459500	460007	460504	461001	461508	462005	462502	463009	463506	464003	464500	465007	465504	466001	466508	467005	467502	468009	468506	469003	469500	470007	470504	471001	471508	472005	472502	473009	473506	474003	474500	475007	475504	476001	476508	477005	477502	478009	478506	479003	479500	480007	480504	481001	481508	482005	482502	483009	483506	484003	484500	485007	485504	486001	486508	487005	487502	488009	488506	489003	489500	490007	490504	491001	491508	492005	492502	493009	493506	494003	494500	495007	495504	496001	496508	497005	497502	498009	498506	499003	499500	500007	500504	501001	501508	502005	502502	503009	503506	504003	504500	505007	505504	506001	506508	507005	507502	508009	508506	509003	509500	510007	510504	511001	511508	512005	512502	513009	513506	514003	514500	515007	515504	516001	516508	517005	517502	518009	518506	519003	519500	520007	520504	521001	521508	522005	522502	523009	523506	524003	524500	525007	525504	526001	526508	527005	527502	528009	528506	529003	529500	530007	530504	531001	531508	532005	532502	533009	533506	534003	534500	535007	535504	536001	536508	537005	537502	538009	538506	539003	539500	540007	540504	541001	541508	542005	542502	543009	543506	544003	544500	545007	545504	546001	546508	547005	547502	548009	548506	549003	549500	550007	550504	551001	551508	552005	552502	553009	553506	554003	554500	555007	555504	556001	556508	557005	557502	558009	558506	559003	559500	560007	560504	561001	561508	562005	562502	563009	563506	564003	564500	565007	565504	566001	566508	567005	567502	568009	568506	569003	569500	570007	570504	571001	571508	572005	572502	573009	573506	574003	574500	575007	575504	576001	576508	577005	577502	578009	578506	579003	579500	580007	580504	581001	581508	582005	582502	583009	583506	584003	584500	585007	585504	586001	586508	587005	587502	588009	588506	589003	589500	590007	590504	591001	591508	592005	592502	593009	593506	594003	594500	595007	595504	596001	596508	597005	597502	598009	598506	599003	599500	600007	600504	601001	601508	602005	602502	603009	603506	604003	604500	605007	605504	606001	606508	607005	607502	608009	608506	609003	609500	610007	610504	611001	611508	612005	612502	613009	613506	614003	614500	615007	615504	616001	616508	617005	617502	618009	618506	619003	619500	620007	620504	621001	621508	622005	622502	623009	623506	624003	624500	625007	625504	626001	626508	627005	627502	628009	628506	629003	629500	630007	630504	631001	631508	632005	632502	633009	633506	634003	634500	635007	635504	636001	636508	637005	637502	638009	638506	639003	639500	640007	640504	641001	641508	642005	642502	643009	643506	644003	644500	645007	645504	646001	646508	647005	647502	648009	648506	649003	649500	650007	650504	651001	651508	652005	652502	653009	653506	654003	654500	655007	655504	656001	656508	657005	657502	658009	658506	659003	659500	660007	660504	661001	661508	662005	662502	663009	663506	664003	664500	665007	665504	666001	666508	667005	667502	668009	668506	669003	669500	670007	670504	671001	671508	672005	672502	673009	673506	674003	674500	675007	675504	676001	676508	677005	677502	678009	678506	679003	679500	680007	680504	681001	681508	682005	682502	683009	683506	684003	684500	685007	685504	686001	686508	687005	687502	688009	688506	689003	689500	690007	690504	691001	691508	692005	692502	693009	693506	694003	694500	695007	695504	696001	696508	697005	697502	698009	698506	699003	699500	700007	700504	701001	701508	702005	702502	703009	703506	704003	704500	705007	705504	706001	706508	707005	707502	708009	708506	709003	709500	710007	710504	711001	711508	712005	712502	713009	713506	714003	714500	715007	715504	716001	716508	717005	717502	718009	718506	719003	719500	720007	720504	721001	721508	722005	722502	723009	723506	724003	724500	725007	725504	726001	726508	727005	727502	728009	728506	729003	729500	730007	730504	731001	731508	732005	732502	733009	733506	734003	734500	735007	735504	736001	736508	737005	737502	738009	738506	739003	739500	740007	740504	741001	741508	742005	742502	743009	743506	744003	744500	745007	745504	746001	746508	747005	747502	748009	748506	749003	749500	750007	750504	751001	751508	752005	752502	753009	753506	754003	754500	75500
------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------



4900	51254	53481	57494	59671	61734	63886	65713	67629	70053	72986	74843	76894	78950	81112	83544	85357	87530	89456	91586	93716	95826
4905	51255	53482	57495	59672	61735	63887	65714	67630	70054	72987	74844	76895	78951	81113	83545	85358	87531	89457	91587	93717	95827
4910	51256	53483	57496	59673	61736	63888	65715	67631	70055	72988	74845	76896	78952	81114	83546	85359	87532	89458	91588	93718	95828
4915	51257	53484	57497	59674	61737	63889	65716	67632	70056	72989	74846	76897	78953	81115	83547	85360	87533	89459	91589	93719	95829
4920	51258	53485	57498	59675	61738	63890	65717	67633	70057	72990	74847	76898	78954	81116	83548	85361	87534	89460	91590	93720	95830
4925	51259	53486	57499	59676	61739	63891	65718	67634	70058	72991	74848	76899	78955	81117	83549	85362	87535	89461	91591	93721	95831
4930	51260	53487	57500	59677	61740	63892	65719	67635	70059	72992	74849	76900	78956	81118	83550	85363	87536	89462	91592	93722	95832
4935	51261	53488	57501	59678	61741	63893	65720	67636	70060	72993	74850	76901	78957	81119	83551	85364	87537	89463	91593	93723	95833
4940	51262	53489	57502	59679	61742	63894	65721	67637	70061	72994	74851	76902	78958	81120	83552	85365	87538	89464	91594	93724	95834
4945	51263	53490	57503	59680	61743	63895	65722	67638	70062	72995	74852	76903	78959	81121	83553	85366	87539	89465	91595	93725	95835
4950	51264	53491	57504	59681	61744	63896	65723	67639	70063	72996	74853	76904	78960	81122	83554	85367	87540	89466	91596	93726	95836
4955	51265	53492	57505	59682	61745	63897	65724	67640	70064	72997	74854	76905	78961	81123	83555	85368	87541	89467	91597	93727	95837
4960	51266	53493	57506	59683	61746	63898	65725	67641	70065	72998	74855	76906	78962	81124	83556	85369	87542	89468	91598	93728	95838
4965	51267	53494	57507	59684	61747	63899	65726	67642	70066	72999	74856	76907	78963	81125	83557	85370	87543	89469	91599	93729	95839
4970	51268	53495	57508	59685	61748	63900	65727	67643	70067	73000	74857	76908	78964	81126	83558	85371	87544	89470	91600	93730	95840
4975	51269	53496	57509	59686	61749	63901	65728	67644	70068	73001	74858	76909	78965	81127	83559	85372	87545	89471	91601	93731	95841
4980	51270	53497	57510	59687	61750	63902	65729	67645	70069	73002	74859	76910	78966	81128	83560	85373	87546	89472	91602	93732	95842
4985	51271	53498	57511	59688	61751	63903	65730	67646	70070	73003	74860	76911	78967	81129	83561	85374	87547	89473	91603	93733	95843
4990	51272	53499	57512	59689	61752	63904	65731	67647	70071	73004	74861	76912	78968	81130	83562	85375	87548	89474	91604	93734	95844
4995	51273	53500	57513	59690	61753	63905	65732	67648	70072	73005	74862	76913	78969	81131	83563	85376	87549	89475	91605	93735	95845
5000	51274	53501	57514	59691	61754	63906	65733	67649	70073	73006	74863	76914	78970	81132	83564	85377	87550	89476	91606	93736	95846
5005	51275	53502	57515	59692	61755	63907	65734	67650	70074	73007	74864	76915	78971	81133	83565	85378	87551	89477	91607	93737	95847
5010	51276	53503	57516	59693	61756	63908	65735	67651	70075	73008	74865	76916	78972	81134	83566	85379	87552	89478	91608	93738	95848
5015	51277	53504	57517	59694	61757	63909	65736	67652	70076	73009	74866	76917	78973	81135	83567	85380	87553	89479	91609	93739	95849
5020	51278	53505	57518	59695	61758	63910	65737	67653	70077	73010	74867	76918	78974	81136	83568	85381	87554	89480	91610	93740	95850
5025	51279	53506	57519	59696	61759	63911	65738	67654	70078	73011	74868	76919	78975	81137	83569	85382	87555	89481	91611	93741	95851
5030	51280	53507	57520	59697	61760	63912	65739	67655	70079	73012	74869	76920	78976	81138	83570	85383	87556	89482	91612	93742	95852
5035	51281	53508	57521	59698	61761	63913	65740	67656	70080	73013	74870	76921	78977	81139	83571	85384	87557	89483	91613	93743	95853
5040	51282	53509	57522	59699	61762	63914	65741	67657	70081	73014	74871	76922	78978	81140	83572	85385	87558	89484	91614	93744	95854
5045	51283	53510	57523	59700	61763	63915	65742	67658	70082	73015	74872	76923	78979	81141	83573	85386	87559	89485	91615	93745	95855
5050	51284	53511	57524	59701	61764	63916	65743	67659	70083	73016	74873	76924	78980	81142	83574	85387	87560	89486	91616	93746	95856
5055	51285	53512	57525	59702	61765	63917	65744	67660	70084	73017	74874	76925	78981	81143	83575	85388	87561	89487	91617	93747	95857
5060	51286	53513	57526	59703	61766	63918	65745	67661	70085	73018	74875	76926	78982	81144	83576	85389	87562	89488	91618	93748	95858
5065	51287	53514	57527	59704	61767	63919	65746	67662	70086	73019	74876	76927	78983	81145	83577	85390	87563	89489	91619	93749	95859
5070	51288	53515	57528	59705	61768	63920	65747	67663	70087	73020	74877	76928	78984	81146	83578	85391	87564	89490	91620	93750	95860
5075	51289	53516	57529	59706	61769	63921	65748	67664	70088	73021	74878	76929	78985	81147	83579	85392	87565	89491	91621	93751	95861
5080	51290	53517	57530	59707	61770	63922	65749	67665	70089	73022	74879	76930	78986	81148	83580	85393	87566	89492	91622	93752	95862
5085	51291	53518	57531	59708	61771	63923	65750	67666	70090	73023	74880	76931	78987	81149	83581	85394	87567	89493	91623	93753	95863
5090	51292	53519	57532	59709	61772	63924	65751	67667	70091	73024	74881	76932	78988	81150	83582	85395	87568	89494	91624	93754	95864
5095	51293	53520	57533	59710	61773	63925	65752	67668	70092	73025	74882	76933	78989	81151	83583	85396	87569	89495	91625	93755	95865
5100	51294	53521	57534	59711	61774	63926	65753	67669	70093	73026	74883	76934	78990	81152	83584	85397	87570	89496	91626	93756	95866
5105	51295	53522	57535	59712	61775	63927	65754	67670	70094	73027	74884	76935	78991	81153	83585	85398	87571	89497	91627	93757	95867
5110	51296	53523	57536	59713	61776	63928	65755	67671	70095	73028	74885	76936	78992	81154	83586	85399	87572	89498	91628	93758	95868
5115	51297	53524	57537	59714	61777	63929	65756	67672	70096	73029	74886	76937	78993	81155	83587	85400	87573	89499	91629	93759	95869
5120	51298	53525	57538	59715	61778	63930	65757	67673	70097	73030	74887	76938	78994	81156	83588	85401	87574	89500	91630	93760	95870
5125	51299	53526	57539	59716	61779	63931	65758	67674	70098	73031	74888	76939	78995	81157	83589	85402	87575	89501	91631	93761	95871
5130	51300	53527	57540	59717	61780	63932	65759	67675	70099	73032	74889	76940	78996	81158	83590	85403	87576	89502	91632	93762	95872
5135	51301	53528	57541	59718	61781	63933	65760	67676	70100	73033	74890	76941	78997	81159	83591	85404	87577	89503	91633	93763	95873
5140	51302	53529	57542	59719	61782	63934	65761	67677	70101	73034	74891	76942	78998	81160	83592	85405	87578	89504	91634	93764	95874
5145	51303	53530	57543	59720	61783	63935	65762	67678	70102	73035	74892	76943	78999	81161	83593	85406	87579	89505	91635	93765	95875
5150	51304	53531	57544	59721	61784	63936	65763	67679	70103	73036	74893	76944	79000	81162	83594	85407	87580	89506	91636	93766	95876
5155	51305	53532	57545	59722	61785	63937	65764	67680	70104	73037	74894	76945	79001	81163	83595	85408	87581	89507	91637	93767	95877
5160	51306	53533	57546	59723	61786	63938	65765	67681	70105	73038	74895	76946	79002	81164	83596	85409	87582	89508	91638	93768	95878
5165	51307	53534	57547	59724	61787	63939	65766	67682	70106	73039	74896	76947	79003	81165	83597	85410	87583	89509	91639	93769	95879
5170	51308	53535	57548	59725	61788	63940	65767	67683	70107	73040	74897	76948	79004	81166	83598	85411	87584	89510	91640	93770	95880
5175	51309	5353																			



45303	47361	49823	52023	54320	56791	59134	61194	63437	65380	67746	69641	71563	73582	75514	78011	80394	82966	85137	86984	87157	88984	89228	91410	92604	94760
45348	47373	49826	52026	54323	56794	59137	61197	63440	65383	67749	69644	71566	73585	75517	78014	80397	82969	85140	86987	87160	88994	89238	91420	92614	94770
45393	47418	49871	52071	54368	56839	59182	61242	63485	65428	67794	69689	71611	73630	75562	78019	80402	82974	85145	86992	87165	89004	89248	91430	92624	94780
45438	47463	49916	52116	54415	56886	59229	61289	63532	65475	67841	69736	71658	73677	75609	78026	80409	82981	85152	86999	87172	89016	89260	91442	92636	94792
45483	47508	49961	52216	54514	56933	59276	61329	63575	65518	67884	69779	71701	73720	75652	78029	80412	82984	85155	86999	87172	89020	89264	91454	92648	94804
45528	47553	50006	52316	54613	57030	59323	61369	63615	65558	67923	69818	71740	73759	75691	78032	80415	82987	85158	86999	87172	89028	89272	91466	92660	94816
45573	47598	50051	52416	54712	57075	59370	61409	63655	65601	67964	69859	71762	73781	75713	78035	80418	82990	85161	86999	87172	89034	89278	91478	92672	94828
45618	47643	50096	52516	54811	57120	59417	61449	63695	65642	68005	69899	71784	73810	75742	78038	80421	82993	85164	86999	87172	89040	89284	91490	92684	94840
45663	47688	50141	52616	54910	57165	59464	61489	63735	65683	68046	69939	71806	73831	75764	78041	80424	82996	85167	86999	87172	89046	89290	91502	92696	94852
45708	47733	50186	52716	55009	57210	59511	61529	63775	65724	68087	69979	71828	73846	75797	78044	80427	82999	85170	86999	87172	89052	89296	91514	92708	94864
45753	47778	50231	52816	55108	57255	59558	61569	63815	65765	68128	69999	71850	73861	75808	78047	80430	83002	85173	86999	87172	89058	89302	91526	92720	94876
45798	47823	50276	52916	55207	57300	59605	61609	63855	65806	68169	70039	71872	73876	75827	78050	80433	83005	85176	86999	87172	89064	89308	91538	92732	94888
45843	47868	50321	53016	55306	57345	59652	61649	63895	65847	68210	70079	71894	73891	75838	78053	80436	83008	85179	86999	87172	89070	89314	91550	92744	94900
45888	47913	50366	53116	55405	57390	59699	61689	63935	65888	68251	70119	71916	73906	75853	78056	80439	83011	85182	86999	87172	89076	89320	91562	92756	94912
45933	47958	50411	53216	55504	57435	59746	61729	63975	65929	68292	70159	71938	73921	75868	78059	80442	83014	85185	86999	87172	89082	89326	91574	92768	94924
45978	48003	50456	53316	55603	57480	59793	61769	64015	65970	68333	70199	71960	73936	75879	78062	80445	83017	85188	86999	87172	89088	89332	91586	92780	94936
46023	48048	50501	53416	55702	57525	59840	61809	64055	66011	68374	70239	71982	73951	75890	78065	80448	83020	85191	86999	87172	89094	89338	91598	92792	94948
46068	48093	50546	53516	55801	57570	59887	61849	64095	66052	68415	70279	72004	73966	75901	78068	80451	83023	85194	86999	87172	89100	89344	91610	92804	94960
46113	48138	50591	53616	55900	57615	59934	61889	64135	66093	68456	70319	72026	73981	75912	78071	80454	83026	85197	86999	87172	89106	89350	91622	92816	94972
46158	48183	50636	53716	56009	57660	59981	61929	64175	66134	68497	70359	72048	74006	75923	78074	80457	83029	85200	86999	87172	89112	89356	91634	92828	94984
46203	48228	50681	53816	56108	57705	60028	61969	64215	66175	68538	70399	72070	74021	75934	78077	80460	83032	85203	86999	87172	89118	89362	91646	92840	94996
46248	48273	50726	53916	56207	57750	60075	62009	64255	66216	68579	70439	72092	74036	75945	78080	80463	83035	85206	86999	87172	89124	89368	91658	92852	95008
46293	48318	50771	54016	56306	57795	60122	62049	64295	66257	68620	70479	72114	74051	75956	78083	80466	83038	85209	86999	87172	89130	89374	91670	92864	95020
46338	48363	50816	54116	56405	57840	60169	62089	64335	66298	68661	70519	72136	74066	75967	78086	80469	83041	85212	86999	87172	89136	89380	91682	92876	95032
46383	48408	50861	54216	56504	57885	60216	62129	64375	66339	68702	70559	72158	74081	75978	78089	80472	83044	85215	86999	87172	89142	89386	91694	92888	95044
46428	48453	50906	54316	56603	57930	60263	62169	64415	66380	68743	70599	72180	74096	75989	78092	80475	83047	85218	86999	87172	89148	89392	91706	92900	95056
46473	48498	50951	54416	56702	57975	60310	62209	64455	66421	68784	70639	72202	74111	75990	78095	80478	83050	85221	86999	87172	89154	89398	91718	92912	95068
46518	48543	50996	54516	56801	58020	60357	62249	64495	66462	68825	70679	72224	74126	76001	78098	80481	83053	85224	86999	87172	89160	89404	91730	92924	95080
46563	48588	51041	54616	56900	58065	60404	62289	64535	66503	68866	70719	72246	74141	76012	78101	80484	83056	85227	86999	87172	89166	89410	91742	92936	95092
46608	48633	51086	54716	57009	58110	60451	62329	64575	66544	68907	70759	72268	74156	76023	78104	80487	83059	85230	86999	87172	89172	89416	91754	92948	95104
46653	48678	51131	54816	57108	58155	60498	62369	64615	66585	68948	70799	72290	74171	76034	78107	80490	83062	85233	86999	87172	89178	89422	91766	92960	95116
46698	48723	51176	54916	57207	58200	60545	62409	64655	66626	68989	70839	72312	74186	76045	78110	80493	83065	85236	86999	87172	89184	89428	91778	92972	95128
46743	48768	51221	55016	57306	58245	60592	62449	64695	66667	69030	70879	72334	74201	76056	78113	80496	83068	85239	86999	87172	89190	89434	91790	92984	95140
46788	48813	51266	55116	57405	58290	60639	62489	64735	66708	69071	70919	72356	74216	76067	78116	80499	83071	85242	86999	87172	89196	89440	91802	92996	95152
46833	48858	51311	55216	57504	58335	60686	62529	64775	66749	69112	70959	72378	74231	76078	78119	80502	83074	85245	86999	87172	89202	89446	91814	93008	95164
46878	48903	51356	55316	57603	58380	60733	62569	64815	66790	69153	71000	72400	74246	76089	78122	80505	83077	85248	86999	87172	89208	89452	91826	93020	95176
46923	48948	51401	55416	57702	58425	60780	62609	64855	66831	69194	71040	72422	74261	76100	78125	80508	83080	85251	86999	87172	89214	89458	91838	93032	95188
46968	49043	51446	55516	57801	58470	60827	62649	64895	66872	69235	71080	72444	74276	76111	78128	80511	83083	85254	86999	87172	89220	89464	91850	93044	95200
47013	49088	51491	55616	57900	58515	60874	62689	64935	66913	69276	71120	72466	74291	76122	78131	80514	83086	85257	86999	87172	89226	89470	91862	93056	95212
47058	49133	51536	55716	58009	58560	60921	62729	64975	66954	69317	71160	72488	74306	76133	78134	80517	83089	85260	86999	87172	89232	89476	91874	93068	95224
47103	49178	51581	55816	58108	58605	60968	62769	65015	66995	69358	71200	72510	74321	76144	78137	80520	83092	85263	86999	87172	89238	89482	91886	93080	95236
47148	49223	51626	55916	58207	58650	61015	62809	65055	67036	69399	71240	72532	74336	76155	78140	80523	83095	85266	86999	87172	89244	89488	91898	93092	95248
47193	49268	51671	56016	58306	58695	61062	62849	65095	67077	69440	71280	72554	74351	76166	78143	80526	83098	85269	86999	87172	89250	89494	91910	93104	95260
47238	49313	51716	56116	58405	58740	61109	62889	65135	67118	69481	71320	72576	74366	76177	78146	80529	83101	85272	86999	87172	89256	89500	91922	93116	95272
47283	49358	51761	56216	58504	58785	61156	62929	65175	67159	69522	71360	72598	74381	76188	78149	80532	83104	85275	86999	87172	89262	89506	91934	93128	95284
47328	49403	51806	56316	58603	58830	61203	62969	65215	67200	69563	71400	72620	74396	76199	78152	80535	83107	85278	86999	87172	89268	89512	91946	93140	95296
47373	49448	51851	56416	58702	58875	61250	63009	65255	67241	69604	71440	72642	74411	76210	781										



47908	50164	52643	54923	57375	59825	61807	63529	65071	66440	67650	68719	69650	70460	71160	71760	72360	72960	73560	74160	74760	75360	75960	76560	77160	77760	78360	78960	79560	80160	80760	81360	81960	82560	83160	83760	84360	84960	85560	86160	86760	87360	87960	88560	89160	89760	90360	90960	91560	92160	92760	93360	93960	94560	95160	95760	96360	96960	97560	98160	98760	99360	99960	100560	101160	101760	102360	102960	103560	104160	104760	105360	105960	106560	107160	107760	108360	108960	109560	110160	110760	111360	111960	112560	113160	113760	114360	114960	115560	116160	116760	117360	117960	118560	119160	119760	120360	120960	121560	122160	122760	123360	123960	124560	125160	125760	126360	126960	127560	128160	128760	129360	129960	130560	131160	131760	132360	132960	133560	134160	134760	135360	135960	136560	137160	137760	138360	138960	139560	140160	140760	141360	141960	142560	143160	143760	144360	144960	145560	146160	146760	147360	147960	148560	149160	149760	150360	150960	151560	152160	152760	153360	153960	154560	155160	155760	156360	156960	157560	158160	158760	159360	159960	160560	161160	161760	162360	162960	163560	164160	164760	165360	165960	166560	167160	167760	168360	168960	169560	170160	170760	171360	171960	172560	173160	173760	174360	174960	175560	176160	176760	177360	177960	178560	179160	179760	180360	180960	181560	182160	182760	183360	183960	184560	185160	185760	186360	186960	187560	188160	188760	189360	189960	190560	191160	191760	192360	192960	193560	194160	194760	195360	195960	196560	197160	197760	198360	198960	199560	200160	200760	201360	201960	202560	203160	203760	204360	204960	205560	206160	206760	207360	207960	208560	209160	209760	210360	210960	211560	212160	212760	213360	213960	214560	215160	215760	216360	216960	217560	218160	218760	219360	219960	220560	221160	221760	222360	222960	223560	224160	224760	225360	225960	226560	227160	227760	228360	228960	229560	230160	230760	231360	231960	232560	233160	233760	234360	234960	235560	236160	236760	237360	237960	238560	239160	239760	240360	240960	241560	242160	242760	243360	243960	244560	245160	245760	246360	246960	247560	248160	248760	249360	249960	250560	251160	251760	252360	252960	253560	254160	254760	255360	255960	256560	257160	257760	258360	258960	259560	260160	260760	261360	261960	262560	263160	263760	264360	264960	265560	266160	266760	267360	267960	268560	269160	269760	270360	270960	271560	272160	272760	273360	273960	274560	275160	275760	276360	276960	277560	278160	278760	279360	279960	280560	281160	281760	282360	282960	283560	284160	284760	285360	285960	286560	287160	287760	288360	288960	289560	290160	290760	291360	291960	292560	293160	293760	294360	294960	295560	296160	296760	297360	297960	298560	299160	299760	300360	300960	301560	302160	302760	303360	303960	304560	305160	305760	306360	306960	307560	308160	308760	309360	309960	310560	311160	311760	312360	312960	313560	314160	314760	315360	315960	316560	317160	317760	318360	318960	319560	320160	320760	321360	321960	322560	323160	323760	324360	324960	325560	326160	326760	327360	327960	328560	329160	329760	330360	330960	331560	332160	332760	333360	333960	334560	335160	335760	336360	336960	337560	338160	338760	339360	339960	340560	341160	341760	342360	342960	343560	344160	344760	345360	345960	346560	347160	347760	348360	348960	349560	350160	350760	351360	351960	352560	353160	353760	354360	354960	355560	356160	356760	357360	357960	358560	359160	359760	360360	360960	361560	362160	362760	363360	363960	364560	365160	365760	366360	366960	367560	368160	368760	369360	369960	370560	371160	371760	372360	372960	373560	374160	374760	375360	375960	376560	377160	377760	378360	378960	379560	380160	380760	381360	381960	382560	383160	383760	384360	384960	385560	386160	386760	387360	387960	388560	389160	389760	390360	390960	391560	392160	392760	393360	393960	394560	395160	395760	396360	396960	397560	398160	398760	399360	399960	400560	401160	401760	402360	402960	403560	404160	404760	405360	405960	406560	407160	407760	408360	408960	409560	410160	410760	411360	411960	412560	413160	413760	414360	414960	415560	416160	416760	417360	417960	418560	419160	419760	420360	420960	421560	422160	422760	423360	423960	424560	425160	425760	426360	426960	427560	428160	428760	429360	429960	430560	431160	431760	432360	432960	433560	434160	434760	435360	435960	436560	437160	437760	438360	438960	439560	440160	440760	441360	441960	442560	443160	443760	444360	444960	445560	446160	446760	447360	447960	448560	449160	449760	450360	450960	451560	452160	452760	453360	453960	454560	455160	455760	456360	456960	457560	458160	458760	459360	459960	460560	461160	461760	462360	462960	463560	464160	464760	465360	465960	466560	467160	467760	468360	468960	469560	470160	470760	471360	471960	472560	473160	473760	474360	474960	475560	476160	476760	477360	477960	478560	479160	479760	480360	480960	481560	482160	482760	483360	483960	484560	485160	485760	486360	486960	487560	488160	488760	489360	489960	490560	491160	491760	492360	492960	493560	494160	494760	495360	495960	496560	497160	497760	498360	498960	499560	500160	500760	501360	501960	502560	503160	503760	504360	504960	505560	506160	506760	507360	507960	508560	509160	509760	510360	510960	511560	512160	512760	513360	513960	514560	515160	515760	516360	516960	517560	518160	518760	519360	519960	520560	521160	521760	522360	522960	523560	524160	524760	525360	525960	526560	527160	527760	528360	528960	529560	530160	530760	531360	531960	532560	533160	533760	534360	534960	535560	536160	536760	537360	537960	538560	539160	539760	540360	540960	541560	542160	542760	543360	543960	544560	545160	545760	546360	546960	547560	548160	548760	549360	549960	550560	551160	551760	552360	552960	553560	554160	554760	555360	555960	556560	557160	557760	558360	558960	559560	560160	560760	561360	561960	562560	563160	563760	564360	564960	565560	566160	566760	567360	567960	568560	569160	569760	570360	570960	571560	572160	572760	573360	573960	574560	575160	575760	576360	576960	577560	578160	578760	579360	579960	580560	581160	581760	582360	582960	583560	584160	584760	585360	585960	586560	587160	587760	588360	588960	589560	590160	590760	591360	591960	592560	593160	593760	594360	594960	595560	596160	596760	597360	597960	598560	599160	599760	600360	600960	601560	602160	602760	603360	603960	604560	605160	605760	606360	606960	607560	608160	608760	609360	609960	610560	611160	611760	612360	612960	613560	614160	614760	615360	615960	616560	617160	617760	618360	618960	619560	620160	620760	621360	621960	622560	623160	623760	624360	624960	625560	626160	626760	627360	627960	628560	629160	629760	630360	630960	631560	632160	632760	633360	633960	634560	635160	635760	636360	636960	637560	638160	638760	639360	639960	640560	641160	641760	642360	642960	643560	644160	644760	645360	645960	646560	647160	647760	648360	648960	649560	650160	650760	651360	651960	652560	653160	653760	654360	654960	655560	656160	656760	657360	657960	658560	659160	659760	660360	660960	661560	662160	662760	663360	663960	664560	665160	665760	666360	666960	667560	668160	668760	669360	669960	670560	671160	671760	672360	672960	673560	674160	674760	675360	675960	676560	677160	677760	678360	678960	679560	680160	680760	681360	681960	682560	683160	683760	684360	684960	685560	686160	686760	687360	687960	688560	689160	689760	690360	690960	691560	692160	692760	693360	693960	694560	695160	695760	696360	696960	697560	698160	698760	699360	699960	700560	701160	701760	702360	702960	703560	704160	704760	705360	705960	706560	707160	707760	708360	708960	709560	710160	710760	711360	711960	712560	713160	713760	714360	714960	715560	716160	716760	717360	717960	718560	719160	719760	720360	720960	721560	722160	722760	723360	723960	724560	725160	725760	726360	726960	727560	728160	728760	729360	729960	730560	731160	731760	732360	732960	733560	734160	734760	735360	735960	736560	737160	737760	738360	738960
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------











富 士 出 版 社 刊 行

吉川英治著 草 思 堂 雜 稿

限定版・戰陣訓その他。

高見 順著 わ が 饒 舌

リットン・ストレンチ著 片岡鐵兵譯 エリザベスとエセツクス

エミール・ルドウイヒ著 大木和朗譯 ローズヴェルト

森 三千代著 を ん な 旅

清水 博著 太平洋に於ける經濟的現勢

田代格中佐推薦 佐藤光貞編 海 鷲 戰 記

木村敦三著 戦時下に於ける 國 債 讀 本

伊太利文學賞受賞 サルヴァトル・ゴツタ作 柏 熊 達 生譯 少年アルプス兵 (近刊)

送料 定價 B六・高 雅裝 十 三 圓 四 十 錢 入

送料 定價 B六・高 雅裝 十 二 圓 五 十 錢 入

送料 定價 A五・高 雅裝 カバ 十 二 圓 四 十 錢 付

送料 定價 B六・四 三 〇 十 二 圓 二 十 錢 頁

送料 定價 B六・高 雅裝 十 二 圓 五 十 錢 入

送料 定價 B六・ク ロ ー ス 製 十 二 圓 五 十 錢 入

送料 定價 B六・美 十 一 圓 五 十 錢 裝

送料 定價 B六・普 八 五 十 及 十 錢 版

送料 定價 B六・挿 畫 十 一 圓 八 十 錢 富







